

## 第2章 各論

### 第1節 地域における子育ての支援

子育て中の親が安心して子育てに取り組むことができ、また安心して仕事を継続できるように、地域における様々な子育て支援サービスの更なる充実を図ります。

核家族化の進行などにより、一人で子育てについて不安を募らせることがないよう、子育て中の親の不安感や孤立化の解消、経済的負担の軽減を図ります。

また、地域における異年齢児との交流や体験活動を通じた児童の健全育成のための環境整備に取り組みます。

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

##### 現状と課題

- これまでの本県の待機児童数はゼロですが、今は働いていなくても、機会があれば子どもを預けて働きたいと考えている母親も相当数いると見られており、就業構造や家族形態の変化などを踏まえたうえで、保護者からの多様なニーズに応じた保育体制の更なる整備充実を図る必要があります。
- 仕事と子育ての両立の観点から、保護者の傷病や冠婚葬祭などにより突発的に発生する緊急的・一時的な保育ニーズや、病氣中又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童などに対応する支援サービスの更なる充実が求められています。
- 核家族化の進行や共働き家庭の増加により、児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりを進めてきましたが、待機児童が発生するなど更なる充実が求められています。
- 子どもを育てやすい環境づくりを進めるため、育児の援助を受けたい人と支援を行いたい人を会員とし、その会員相互の援助活動を仲介するサービスの構築が進められました。今後とも、サービス内容の充実や新たな立ち上げを推進する必要があります。
- 児童に健全な遊び場を与え、その健康の増進や情操を豊かにする活動の拠点施設を整備し、児童の健全育成を図る必要があります。
- 家庭での0歳から3歳児の子育てにおける不安感や負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、子育て中の親同士の交流を図るとともに、相談援助等を行う施設の整備が求められています。

##### 施策の方向

- 地域における子育て支援の拠点として、必要な保育ニーズに対応した保育所の整備について施設面を含めて促進します。また、今後も増加が予想される3歳未満児の保育ニーズに対応した保育所の取り組みを促進します。
- 保護者の緊急な事態等に対応するため、家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児や病氣中又は病気の回復期にあり、まだ安静等が必要なため集団保育が困難な児童、保育中に体調不良となった児童にそれぞれ対応する多様な子育て支援サービスを促進します。
- 保護者が仕事などのため、昼間家庭にいない低学年の児童を対象に、児童館や学校の余裕教室などを活用して、授業終了後、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブや放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用して地域の参画を得る中で、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等を行う放課後子ども教室の推進を図ります。また、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を促進します。
- 地域で会員同士が育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、その運営を支援します。
- 心身ともに健やかに成長できるよう、地域の遊び場であり活動拠点である児童館や児童センターの整備を支援します。
- 子育て中の親と子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供などを行う地域子育て支援拠点の整備を促進するとともに、職員研修等を行い、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を図ります。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
保育所施設及び設備整備の促進(再掲)	必要な保育ニーズに対応した保育所の施設及び設備整備の促進							児童家庭課
通常保育の実施(3歳未満児)(再掲)	保護者の委託を受け、保育に欠ける児童(3歳未満児)の保育を行う保育所への助成							児童家庭課
通常保育の実施(3歳以上児)(再掲)	保護者の委託を受け、保育に欠ける児童(3歳以上児)の保育を行う保育所への助成							児童家庭課
一時預かり事業の促進	突発的に必要となる一時預かり事業の促進							児童家庭課
病児・病後児保育(病児対応型・病後児対応型)の実施	病氣中や病気の回復期にある児童の保育を病院や保育所等で行う取り組みの促進							児童家庭課
病児・病後児保育(体調不良児対応型)の実施	児童が保育中に体調不良となった場合、保育所で当日の緊急対応等を行う取り組みの促進							児童家庭課
児童養護施設等での児童の短期養育の実施(ショートステイ)	保護者の疾病等のため、家庭での養育が困難となった児童を短期間養育する事業の促進							児童家庭課
放課後児童クラブの整備促進	放課後児童クラブを整備する市町村等への助成							児童家庭課
放課後児童クラブの実施	放課後児童クラブを運営する市町村等への助成							児童家庭課
放課後子どもプラン推進事業	放課後や週末等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、地域の協力を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施							教・社会教育課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	地域で育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進							児童家庭課
児童館の整備促進(再掲)	児童館、児童センターを整備する市町村等への助成							児童家庭課
地域子育て支援拠点(児童館型)の設置促進	民営の児童館等において親子が相談・交流できる場の設置促進							児童家庭課
地域子育て支援拠点(センター型)の設置促進	育児不安解消のため相談指導などを行う場の設置促進							児童家庭課
地域子育て支援拠点(ひろば型)の設置促進	子育て中の親子が相談・交流できる場の設置促進							児童家庭課
地域子育て支援拠点施設研修の実施	地域子育て支援拠点職員を対象とした研修会の実施							児童家庭課

## (2) 子育てにかかる負担の軽減

### ア 不安感の解消

#### 現状と課題

- 家庭や地域における子育て機能が低下し、身近に子育てに関する相談ができる場が少ないため、子育てに不安を持つ親が増加しています。子育て相談総合窓口の設置など相談体制の整備を図ってきました。家庭で子育てをする親などの不安感の解消のために、更に相談窓口の周知や相談等機能の充実が必要となっています。
- 子育て情報の提供により子育て中の親の不安感の解消を図るため、育児に関する支援制度や関係機関、更には子育てサークルやイベント情報など子育て情報の質の充実が求められています。
- 0歳から3歳児を家庭で子育てする親の中には、核家族化の進行により相談相手も無く、自ら子育て情報の入手もせずに、子育ての不安感を抱き、孤立化する人もいます。そのような親の不安感や孤立化防止のための取り組みが必要です。

#### 施策の方向

- あらゆる子育て相談に対応できるよう、子育て相談総合窓口の運営や子育て電話相談の実施とともに、各専門相談窓口との密接な連携に努め、相談窓口の周知を図り、親の子育ての悩みや疑問など様々なニーズに対応します。
- 専門的な子育て相談に応じられる子育て支援コーディネーターや子育てサポーターリーダーの活用を図ります。更に現代的な課題に対応できる実践的な家庭教育・子育て支援者の育成を図ります。
- インターネットを活用した子育てに関する多様な情報を提供するサイト等の充実を図ります。また、メールマガジンの配信や冊子の配布などによる情報提供を推進します。
- 地域における生活に密着した子育て情報を、健診の場を活用したり、家庭を訪問して手渡し説明することにより、情報を進んで入手しない親へも情報を届ける活動を推進し交流の場に導くなど、子育てに関する不安感の解消や孤立化の防止を図ります。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>子育て相談</b>								
子育て相談総合窓口の設置・運営	・子育て中の母親等の育児不安や悩みに関する相談 ・臨床心理士によるカウンセリング ・子育て当事者や子育てサークルへの助言 ・情報提供 ・市町村窓口の支援 ・臨床心理士によるカウンセリング							児童家庭課 教・社会教育課
ヤングテレホン	少年の非行問題、困りごと、犯罪被害などの相談							警・少年課
小児救急電話相談(再掲)	小児救急に精通した看護師等による子どもの病気に関する電話相談							医務課
乳児家庭全戸訪問事業の促進(再掲)	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を対象に保健師等が訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る事業の促進							健康増進課
いじめ・不登校ホットライン(再掲)	専門の相談員による児童生徒や保護者のための電話による相談支援							教・総務課
子育て支援リーダー養成事業	子育て支援コーディネーターを始め、子育て支援を行っている活動者を対象に地域の家庭教育・子育て支援のリーダーとして活動できる人材を養成		☆					教・社会教育課
<b>子育て支援情報の提供</b>								
子育て支援ホームページ(やまなし子育てネット)	支援制度、遊び場やイベントなど子育てに関するあらゆる情報の提供	→	○					児童家庭課
安心子育てテレフォン	電話(自動応答システム)による24時間体制の子育て情報の提供							児童家庭課
やまなし子育てマガジン	利用登録者に対し、毎月子育て支援に関する情報をメール配信							児童家庭課
子育てハンドブックの作成配布	支援制度や相談窓口など子育てに必要な情報の提供							児童家庭課
幼児教育放送「子育て日記」	乳幼児及び小学校低学年を対象とした子育て情報の提供							教・社会教育課
家庭教育手帳の活用促進(再掲)	乳幼児から小中学校生までの子育てやしつけを解説したCD-ROMの活用を促進							教・社会教育課
母子保健情報の提供(再掲)	母子保健ライブラリーの開設による情報の提供							健康増進課
保護者等に対する情報提供(再掲)	子どもの病気やけがの発生予防、応急対応知識の普及のためのホームページなどによる情報の提供							医務課
食育ホームページ等による情報提供(再掲)	県ホームページに食育に関する様々な情報を掲載し、食育の推進を図る							消費者安全・食育推進課
犯罪等に対する情報提供(再掲)	子どもを被害者とする犯罪の防止のため、犯罪の手口等の情報を提供							警・生活安全企画課
地域密着子育て情報の提供の促進(安心子ども基金事業)	地域に密着した情報誌を作成して健診時などに手渡し、孤立化の防止を図る市町村への助成		☆					児童家庭課

## イ 子育て家庭の孤立化の解消

### 現状と課題

- 子育て中の親の孤立化を防ぎ、子育ての不安を解消するため、自主的なサークル活動等を通して、子育て中の親同士の交流を促進する必要があります。
- 地域ぐるみで、子育て中の親の孤立化を防止するなどの子育て支援に取り組むため、愛育会など地域の子育て支援団体の活動を活性化する取り組みを進めるとともに、地域における子育て支援団体や子育てサークルを含めたネットワークづくりを促進する必要があります。
- 0歳から3歳児を家庭で子育てする親の中には、核家族化の進行により相談相手も無く、自ら子育て情報の入手もせずに、子育ての不安感を抱き、孤立化する人もいます。  
そのような親の不安感や孤立化防止のため、気軽に立ち寄り、親同士の交流を図るとともに、子育て情報の提供や相談援助を通して、子育ての喜びを感じられる場の整備を進める必要があります。

### 施策の方向

- 子育て中の親の孤立化を防ぎ、親同士がともに子育てに取り組む体制をつくるため、母親クラブや子育てサークルなどの活動を支援します。
- 地域における妊婦や乳幼児のいる家庭への声かけ運動などを通して、親の子育ての不安や孤立化を解消するため、愛育会など子育て支援団体の活動を支援します。
- 地域における子育て支援活動を促進するため、子育て支援を主な活動とする団体やNPO法人との連携を図るとともに、子育てサークルなども含めたネットワークづくりを推進します。
- 地域における生活に密着した子育て情報を、健診の場を活用したり、家庭を訪問して手渡し説明することにより、情報を進んで入手しない親へも情報を届ける活動を推進し交流の場に導くなど、子育てに関する不安感の解消や孤立化の防止を図ります。
- 子育て中の親子の交流の場の提供などを行う地域子育て支援拠点の整備を促進し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を図るとともに、日常生活の中で気軽に立ち寄り、親子の交流をはじめ、子育て情報の入手や相談ができる「子育てハーモニーひろば」などを設置し、子育て中の親の孤立化の防止を図ります。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>子育て支援団体等への支援</b>								
母親クラブへの支援(地域組織活動育成事業)	地域において児童福祉の増進を図る母親クラブなどの活動に助成							児童家庭課
愛育会活動への支援(再掲)	妊婦や乳幼児のいる家庭への声かけ活動を中心に地域全体で子育てを支援する土壌づくりを推進する愛育会への助成							健康増進課
地域の子育て支援ネットワークの形成促進	地域のボランティアをネットワーク化(保育サポーター)し、保育所と協働して事業を実施する市町村への助成	☆						児童家庭課
子育て支援団体・子育てサークル等のネットワーク化の推進	子育て支援関係団体同士が連携した取り組み、ネットワーク化を推進		☆					児童家庭課
地域密着子育て情報の提供の促進(安心こども基金事業)(再掲)	地域に密着した情報誌を作成して健診時などに手渡し、孤立化の防止を図る市町村への助成		☆					児童家庭課
<b>親子の交流を図り、子育ての喜びを感じられる場の整備</b>								
地域子育て支援拠点(児童館型)の設置促進(再掲)	民営の児童館等において親子が相談・交流できる場の設置促進							児童家庭課
地域子育て支援拠点(センター型)の設置促進(再掲)	育児不安解消のため相談指導などを行う場の設置促進							児童家庭課
地域子育て支援拠点(ひろば型)の設置促進(再掲)	子育て中の親子が相談・交流できる場の設置促進							児童家庭課
子育てハーモニーひろば事業	ショッピングセンター等の日常生活に密着した施設で様々な子育て支援サービスを提供	☆						児童家庭課

## ウ 経済的負担の軽減

### 現状と課題

- 子育て中の親に対する希望調査などによると、子育てにかかる経済的負担の軽減への要望が高くなっており、子育てにかかる経済的負担は出産へのためらいの要因ともなっています。経済的不安感を解消するため、子育て家庭に対する経済的な支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の経済的な自立を促すため、経済的な負担を軽減する取り組みを行うことが必要です。
- 経済的な理由により、修学が困難な生徒に対する支援も必要です。
- 子どもにかかる医療費については、乳幼児医療費をはじめ、ひとり親家庭及び重度心身障害児の医療費において窓口無料化に取り組み、手続の簡便化を図りました。今後とも、病児の早期受診を図り、児童の健やかな成長を支援するため、子どもにかかる医療費の助成を行っていく必要があります。

### 施策の方向

- 次代を担う児童の健全育成を図るため、子育て家庭に対する「子ども手当」の円滑な支給の促進や、ひとり親家庭の生活の安定や経済的自立を支援するための児童扶養手当の支給などを行います。
- 18歳未満の子どもが3人以上いる家庭に対して、商品の割引などのサービスを行う「やまなし子育て応援カード協賛企業」を増やすため、引き続き企業に対して参画を呼びかけます。
- 幼稚園に入園する際の家庭の所得状況に応じた経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の縮減や、勉学意欲があっても経済的な理由により修学が困難な高校生等に対する奨学金の貸付、授業料の減免などの支援を行います。
- 乳幼児のいる家庭をはじめ、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭及び重度の障害をもつ人がいる家庭における医療費負担の軽減を引き続き図ります。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>経済的負担の軽減</b>								
児童手当県負担金	児童手当法に基づく児童手当の県負担分を市町村に交付(子ども手当の一部として支給)	→	○	→				児童家庭課
児童扶養手当(再掲)	ひとり親家庭において児童育成のための経済的支援が必要な者に支給	→	○	→				児童家庭課
やまなし子育て応援カード	協賛企業を募り、県内18歳未満の子どもを3人以上もつ家庭に対して、商品の割引などのサービスを提供							児童家庭課
<b>修学の奨励</b>								
交通被災遺児への修学奨励	交通被災遺児の修学の奨励のための奨学金等の給付による経済的援助と精神的支援							教・高校教育課
奨学金の貸付	経済的な理由により修学が困難な生徒へ奨学金等を貸与							教・高校教育課
高等学校授業料の無償化等	すべての高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、公立高等学校の授業料を不徴収にするとともに、私立高校生等に対して一定額(低所得世帯の生徒に対しては増額)を助成する高等学校等就学支援金交付事業を推進する		☆	→				私学文書課 教・高校教育課
私立高校授業料の減免	修学が困難な生徒の経済的負担を軽減するため、授業料の減免をする私立高校への助成	→	○	→				私学文書課
生活福祉資金の貸付金	経済的な理由により修学が困難な生徒への教育支援資金の貸付							福祉保健総務課
<b>子どもの医療にかかる支援</b>								
乳幼児医療費の助成	乳幼児の医療費への支援を行う市町村への助成							児童家庭課
ひとり親家庭医療費の助成(再掲)	ひとり親家庭の医療費への支援を行う市町村への助成							児童家庭課
重度心身障害児医療費の助成	重度心身障害児の医療費への支援を行う市町村への助成							障害福祉課
小児慢性特定疾患医療費の給付	小児慢性特定疾患で入院や通院をする児童の医療費の給付							健康増進課
育成医療の給付	身体に障害のある児童が、生活能力を得るための医療の給付							健康増進課
養育医療の給付	未熟児に対し、養育に必要な医療の給付							健康増進課

### (3) 児童の健全育成

#### 現状と課題

- 核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化、テレビゲーム・インターネットの普及などにより、日常生活の中で大人と子どもや子ども同士がふれあう機会が少なくなっています。児童の健全育成を図るため、高齢者とのふれあいや子ども同士のふれあいの機会をつくる必要があります。
- 地域における青少年健全育成のため、青少年活動の活性化や青少年健全育成のネットワークの充実を図る必要があります。
- 児童に健全な遊び場を与え、その健康の増進や情操を豊かにする活動の拠点施設を整備し、児童の健全育成を図る必要があります。
- 都市化や情報化が進むなかで、子どもたちが森に入ったり、川で遊ぶ自然体験や生活体験などの機会が減少し、自然との関わりが希薄化しているため、自然とふれあう機会づくりを促進し、自然環境を大切にすることを育む必要があります。

#### 施策の方向

- 子どもの健全な育成を図るため、地域における異年齢児との交流や高齢者が持つ豊かな知恵や伝統文化を次世代に伝える機会づくりなど、多様なふれあいを体験する機会を提供します。
- 様々な体験活動を通して、子どもたちの相互交流を深める機会を提供するとともに、農山村と都市の子どもたちの交流や親子を対象とした農業体験ができる施設整備を支援し、交流や農業体験を推進します。
- 地域で行う子ども健全育成事業への講師派遣や青少年活動にかかるイベント・研修などの様々な情報の提供を行い、青少年活動を支援します。
- 心身ともに健やかに成長できるよう、地域の遊び場であり活動拠点である児童館や児童センターの整備を支援します。
- 森林・林業体験活動等を通じて、児童生徒の緑を愛し大切にすることを育むため、学校林の環境整備やみどりの少年隊の育成等、子どもの森林を育てる体験活動、緑化活動を促進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>異年齢児・高齢者とのふれあい</b>								
児童ふれあい交流の促進	中・高校生の居場所づくり、乳幼児への絵本の読み聞かせなどの事業実施を促進							児童家庭課
地域ぐるみ青少年育成活動への助成	青少年育成山梨県民会議が行う青少年のための地域活動に助成 ・幼児の遊び場づくり ・有害環境浄化活動 ・親子のふれあい、青少年同士や異年齢児の交流促進							教・社会教育課
高齢者とのふれあい	長い人生経験から培われた知識や技能をもつ高齢者を「ことぶきマスター」として認定し、広く活用されるよう周知							長寿社会課
<b>様々な体験活動を通じた人とのふれあい</b>								
農山村における体験活動施設等の充実	中山間地域の振興を図るための総合的な整備のなかで、農山村と都市の子どもたちの相互交流を促進するための施設に対し助成							農村振興課
夏休みふるさと子どもランドカーニバル	東京の子どもたちと自然体験を通して交流する活動への助成							教・社会教育課
<b>青少年活動の支援</b>								
青少年健全育成のための情報の提供	青少年活動に係る様々な情報の提供や、情報が容易に伝わるネットワークの充実							教・社会教育課
地域の青少年活動への指導者派遣に対する助成	青少年育成山梨県民会議が地域の青少年活動の活性化のために実施する地域ぐるみでの多様な青少年活動を支援するための助成							教・社会教育課
子どもクラブ親睦球技大会	たくましく心豊かな少年を育成するための球技大会の開催への助成							教・社会教育課
<b>児童館の整備充実</b>								
児童館の整備促進	児童館、児童センターを整備する市町村への助成							児童家庭課
<b>森林を育てる体験活動、緑化活動の推進</b>								
やまなしどんぐりクラブ(やまなし緑育推進事業)	子どもたちに森林や緑に親しんでもらうため、どんぐりを拾ってきた児童等の登録、会報の発行及び苗木の贈呈等							みどり自然課
学校林の活用	小・中学校における森林を活用した環境教育を推進するための学校林の活用の促進							みどり自然課
林業の活用(森の教室の開催)	森林・林業に対する理解を深めるため、小・中学生とその親などを対象に林業体験学習会を開催							森林環境総務課

## 第2節 保育サービスの充実

子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保及び仕事と子育ての両立を図る観点から、保育サービスの充実を図ることが必要です。

保育所や幼稚園における保育体制の整備充実に努めるとともに、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供を進めます。

また、保育所保育指針などを踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保などに努めます。

### (1) 保育の充実

現状と課題	施策の方向
<ul style="list-style-type: none"><li>○ これまでの本県の待機児童数はゼロですが、今は働いていなくても、機会があれば子どもを預けて働きに出たいと考えている母親も相当数いると見られており、就業構造や家族形態の変化などを踏まえたうえで、保護者からの多様なニーズに応じた保育所や幼稚園での保育体制の更なる整備充実に努める必要があります。</li><li>○ 就業者に占める女性の比率は上昇傾向にあることから、産後休暇や育児休業終了後の3歳未満児の保育ニーズに対応していくとともに、休日就労やパート勤務など保護者の就業形態等に配慮した保育サービスの充実を図る必要があります。</li><li>○ 認可保育所の補完的な役割を果たしている認可外保育施設について、適正な運営の確保などに向けた取り組みを促進していく必要があります。</li><li>○ 保護者の幼児教育や保育に関するニーズに適切かつ柔軟に対応できる保育所と幼稚園が連携した施設の整備を促進する必要があります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域における子育て支援の拠点として、必要な保育ニーズに対応した保育所の整備を施設面も含めて促進します。また、今後も増加が予想される3歳未満児の保育ニーズに対応した保育所の取り組みを支援します。</li><li>○ 保護者の勤務時間や通勤時間などに配慮した保育時間の確保に努め、1日11時間を超えて保育所を開所する延長保育を促進します。また、幼児教育とともに同様の保育ニーズに応えるため、幼稚園での預かり保育を促進します。</li><li>○ 保護者の就労形態の多様化などにより、休日・夜間や一時的な保育ニーズに的確に対応した保育所の取り組みを促進します。</li><li>○ 勤務時間が特殊で保育所の利用が困難な保健医療従事者のための病院内保育施設や、企業内保育施設の設置・運営を支援するとともに、認可外保育施設の適正な運営を確保するための指導を実施します。</li><li>○ 保護者からのニーズを適切に把握しながら、保育所と幼稚園の特性を活かした認定こども園の整備を進めます。</li></ul>

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>保育所の整備</b>								
保育所施設及び設備整備の促進	必要な保育ニーズに対応した保育所の施設及び設備整備の促進							児童家庭課
通常保育の実施(3歳未満児)	保護者の委託を受け、保育に欠ける児童(3歳未満児)の保育を行う保育所への助成							児童家庭課
通常保育の実施(3歳以上児)	保護者の委託を受け、保育に欠ける児童(3歳以上児)の保育を行う保育所への助成							児童家庭課
<b>長時間保育の実施</b>								
延長保育の実施	1日11時間を超えて保育所を開所する延長保育の促進							児童家庭課
幼稚園における預かり保育の促進	通常の教育時間終了後2時間以上預かり保育を実施する私立幼稚園への助成							私学文書課
夜間保育の実施	概ね午後10時まで開所する夜間保育所への助成							児童家庭課
<b>様々な保育サービスの提供</b>								
休日保育の実施	休日に保育を行う保育所への助成							児童家庭課
特定保育の実施	1週間の中で特定の日時のみ保育に対応する保育所への助成							児童家庭課
一時預かり事業の促進(再掲)	突発的に必要となる一時預かり事業の促進							児童家庭課
<b>認可外保育施設への支援</b>								
認可外保育施設への支援	認可外保育施設職員の健康診断への助成							児童家庭課
病院内保育施設の設置促進(再掲)	勤務時間が特殊であることから、地域の保育所の利用が困難な医療従事者のため、病院内において保育施設を設置・運営する事業に対し助成							医務課
企業内保育所設置推進事業(再掲)	企業内に従業員等のために保育施設を設置することへの支援	○						労政雇用課
<b>認定こども園の整備促進</b>								
認定こども園の整備促進	保育と就学前の教育を一体として捉えた認定こども園の整備促進							児童家庭課

## (2) 保育の質の向上

### 現状と課題

○ 保育内容の質を高める観点から、保育所における取り組みの充実・強化が一層求められており、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を確実に推進する必要があります。

※ 「山梨県保育所における質の向上のためのアクションプログラム」参照

○ 保育所が、保育サービスの質の向上を図るために、保育内容を充実するとともに自己評価や行政による監査に加えて、第三者の視点から客観的に評価する第三者評価を積極的に行うよう働きかけていく必要があります。

### 施策の方向

○ 「山梨県保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の確実な実施を図り、市町村における「アクションプログラム」の策定を指導するとともに、市町村による保育所の質の向上のための取り組みを促進します。

○ 保育の質の向上のため、幼稚園教諭、保育士、放課後児童指導員等を対象とした研修会を実施します。

○ 保育所の自己評価を推進するとともに、監査指導を適正に執行し保育の質の向上を図ります。また、福祉サービスに対する第三者評価、特に保育所における第三者評価事業への取り組みを促進します。

### 具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
保育所アクションプログラムの推進	「保育所保育指針」を踏まえ、保育実践の改善・向上、関係機関の連携、子どもの安全確保、職員の資質向上などを一体的・計画的に推進	☆						児童家庭課
幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修会の実施	保育所等における保育の質の向上のための研修会の実施							児童家庭課
福祉サービスに対する第三者評価事業の促進	第三者評価事業を山梨県内で推進していくための組織の整備と評価の促進							福祉保健総務課
第三者評価事業を行う保育所増加に向けた取り組み	第三者評価事業の保育所への普及促進							児童家庭課

## 山梨県版 保育所における質の向上のためのアクションプログラム

### 1 策定の経緯

平成20年3月28日に保育所保育指針の改定が行われ、厚生労働大臣告示がなされた。

保育の内容の質を高める観点から、保育所における取り組みの充実・強化がより一層もとめられており、国は「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を策定し、質の向上のための保育所の取り組みを支援している。

国のアクションプログラムの中には、自ら取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策が掲げられており、本県においても国のアクションプログラムを踏まえ、本県の実情等を考慮したアクションプログラムを策定し、保育所の取り組みを支援することとする。

### 2 性格及び実施期間

本県のアクションプログラムは、やまなし子育て支援プラン後期計画の一部とし、実施期間は、平成22年度から平成26年度の5ヶ年とする。

### 3 構成

本県のアクションプログラムの構成は、国のアクションプログラムに準じたものに本県独自の内容を加えたものとする。

また、保育の実施主体は市町村であることから、本県が取り組む施策とともに、市町村が取り組むことが望まれる施策についても言及する。

### 4 具体的な施策

#### (1) 保育実践の改善・向上

##### 【ねらい】

養護及び保育を一体的に行うという保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにする。

##### ①自己評価の推進

県は、国が作成する保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを普及・啓発する。

市町村は、国が作成するガイドラインを積極的に活用し、公立保育所の自己評価をすることが望ましい。

##### ②保育実践の改善・向上に関する調査研究の推進

県は、保育関係団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究に協力するとともに、当該研究成果の活用を図る。

市町村においても、保育関係団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するとともに、当該研究成果の活用を図ることが望ましい。

##### ③情報技術の活用による業務の効率化

県は、情報技術の活用等を通じた保育所における業務の効率化の推進を図る。

市町村は、情報技術の活用等を通じた保育所における業務の効率化のため、必要な措置を講じることが望ましい。

##### ④地域の関係機関等との連携

県は、保育所を核に地域を基盤とした子育て支援ネットワークづくりを推進する。

市町村は、地域の実情に応じ、保育所が、地域子育て拠点施設、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

#### (2) 子どもの健康及び安全の確保

##### 【ねらい】

保育所が、子どもが健康で安全に生活できる場となるようにする。

##### ①保健・衛生面の対応の明確化

県は、国が作成する保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを普及・啓発する。

市町村は、国が作成するガイドラインを踏まえた保育を実践することが望ましい。

## ②看護師等の専門的職員の確保の推進

県は、保育所への看護師等配置について国の動向を見ながら対応のあり方を考えていく。

## ③嘱託医の役割の明確化

県は、嘱託医の役割について、指導監査を通して指導していく。

## ④特別の支援を要する子どもの保育の充実

県は、障害のある子どもをはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、保育所と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう、必要な支援を行う。

市町村においては、障害のある子どもをはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、保育所と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう、必要な支援を行うとともに、保育士加配のための財源の確保を図ることが望ましい。

## ⑤地域の関係機関等との連携

県は、要保護児童にかかる保育所と児童相談所の連携を促進する。

市町村は、保育所が、要保護児童対策地域協議会や母子保健連絡協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、また、市町村保健師との連携が図れるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

## ⑥食育の推進

県は、保育所給食の地産・地消の推進を図り、保育関係団体の食育研究を促進する。また、保育所への栄養士配置について国の動向を見ながら対応のあり方を考えていく。

市町村は、保育所と食生活改善推進委員の連携を推進することが望ましい。

## (3) 保育士等の資質・専門性の向上

### 【ねらい】

保育士等の資質や保育の専門性を高め、保育所において質の高い人材を確保する。

### ①保育所内外の研修の充実

県は、国が作成する保育所の職員に対する研修を体系化したガイドラインを参考にし、保育所の職員に対し、キャリアやスキルアップにつながる等の研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家を恒常的に保育所が活用できる体制を整えるなど研修体制の充実を図る。

市町村においても、県と同様に、研修体制の充実を図ることが望ましい。

### ②施設長の役割の強化

県は、施設長に対する研修内容の強化を図る。

## (4) 保育を支える基盤の強化

### 【ねらい】

(1) から (3) に掲げる保育所の取り組みを支えるための保育環境の改善・充実が図られるよう、国及び地方公共団体による支援体制等を整備する。

### ①評価の充実

県は、国が作成する保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドライン及び福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの普及・啓発を図り、保育所が福祉サービスの第三者評価を積極的に行うよう支援する。

市町村においても、保育所が福祉サービスの第三者評価を積極的に行うよう支援することが望ましい。

### ②専門的な人材や地域の多様な人材の活用

県は、保育所が、保育実践に関する専門的な人材や、地域において子育て支援に関わる多様な人材を活用して、地域の実践等に応じた様々な取り組みを行うことができるよう人材の確保や必要な調整など、体制の整備について対応のあり方を考えていく。

市町村においても、保育所が、保育実践に関する専門的な人材や、地域において子育て支援に関わる多様な人材を活用して、地域の実践等に応じた様々な取り組みを行うことができるよう人材の確保や必要な調整など体制を整備することが望ましい。

### ③保育環境の改善・充実のための財源の確保

県は、保育所における取り組みを支える保育環境を改善・充実するために予算の範囲内で支援する。

市町村においても、保育所における取り組みを支える保育環境を改善・充実するために必要な財源の確保並びに園舎の耐震化を促進することが望ましい。

### 第3節 親と子の健康の確保及び増進

安心して妊娠、出産、子育てができるようにすることは、少子化対策を進めていく上で重要です。生涯を通じた健康の基礎部分を担う母子保健サービスは、子どもを健やかに育てるための基盤となるものです。

このため、妊娠、出産から育児まで、乳幼児の健やかな成長や健康の増進について指導助言を行うなど、親子の健康づくりを推進するとともに、安心して妊娠・出産できる体制の確保、周産期医療及び小児医療を充実するための体制づくりや保健、医療、福祉、教育が連携した思春期における心と身体健康づくりを推進します。

また、子どもを持ちたいのに子どもができない夫婦への支援や、子どもの心身の成長や人格の形成に大切な食育の推進を図ります。

#### (1) 母と子の健康づくり

現状と課題	施策の方向
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 妊娠すると精神的に不安になったり、妊娠高血圧症候群など体調に変化をきたすことも多く、様々な健康管理上の問題に直面することになります。このため、妊娠早期からの健康管理、妊娠・出産や育児に関する相談、家庭訪問体制の整備など、利用しやすいサービスを提供するための総合的・専門的な支援体制が求められています。</li><li>○ 地域による子育て支援を推進するためには、地域の母子活動の充実が必要であり、愛育活動の担い手の確保や積極的な活動の推進などが求められています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 母と子が健康を保持・増進できるよう、母子保健関係者の研修会を開催するとともに、各種母子保健サービスや母子保健情報などについての評価・検討を行い、母子保健サービスの向上に努めます。</li><li>○ 乳幼児の異常を早期発見することや子育て支援のため、妊婦も含めた母と子を対象とした健康相談などの育児等健康支援活動を促進するとともに、市町村が行う訪問体制の整備など母子保健の充実に向けた取り組みを促進します。</li><li>○ 乳幼児が健やかに成長・発達できるよう、市町村が行う健康診査等との連携を図りながら、医師や保健師などによる専門的な支援を行います。</li><li>○ 地域の子育てを支援する声かけ運動や3世代交流への取り組みなどの愛育会活動を促進します。</li></ul>

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>母子保健活動の推進</b>								
母子保健サービス向上のための取り組み	母子保健評価運営委員会の開催、母子保健推進会議の開催							健康増進課
母子保健研修会等	母子保健関係者の研修等、関係機関との連絡調整、事例研究							健康増進課
<b>母子の健康管理等への支援</b>								
妊娠、出産に関する知識の普及	母親学級、両親学級を開催する市町村への支援							健康増進課
妊婦健診の充実	妊婦健診の受診率を高めるため、市町村が実施する妊婦健診事業へ助成		→					健康増進課
先天性代謝異常検査の実施	新生児の先天性代謝異常児の早期発見							健康増進課
母子保健情報の提供	母子保健ライブラリーの開設による情報の提供							健康増進課
女性健康相談センターの運営	女性が健康状態に応じた確に自己管理を行い、女性特有の疾患の予防等のための情報提供等を行い、女性の健康保持増進を図る							健康増進課
<b>乳幼児の健やかな発達への支援</b>								
遺伝等母子保健専門相談の実施	遺伝等に関する専門相談							健康増進課
育児等健康支援事業の実施	相談による育児不安の解消や授乳方法の実習など妊婦や母親へ働きかけをする事業の促進							健康増進課
長期療養児等療育相談事業	慢性疾患児への適切な療育指導やピアカウンセリング等の実施							健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業の促進(再掲)	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を対象に保健師等が訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る事業の促進	○						健康増進課
養育支援訪問事業の促進(再掲)	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業の促進	○						健康増進課
<b>母子保健地域組織(愛育会)の強化</b>								
愛育会活動への支援	妊婦や乳幼児のいる家庭への声かけ活動を中心に地域全体で子育てを支援する土壌づくりを推進する愛育会への助成							健康増進課
休会地区等の愛育会活動の普及	活動強化のための班員研修などを実施する愛育会への助成							健康増進課
愛育会への事業委託	乳幼児健診や予防接種等の未受診児家庭への声かけ、ふれあい交流事業など家庭の養育力を強化							健康増進課

## (2) 周産期医療・小児医療等の充実

### 現状と課題

- 産科の勤務医は、昼夜を問わない過酷な勤務を強いられることなどから、全国的に医師不足を招いています。妊婦が安心して分娩できる体制をしっかりと確保することが求められています。
- 本県の周産期死亡率は、全国的にも優れた数字で推移していますが、引き続き総合的な対策を進めていく必要があります。
- 核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴う休日や夜間における小児救急患者の増加に対応するため、小児救急医療体制の確保が必要です。
- 家庭で発生する病気やけがの処置が分からず、不安になる保護者に対して、医療に関する情報を提供する必要があります。

### 施策の方向

- 妊婦が安心して出産できる体制をしっかりと確保するため、産科医の確保、助産師の活用、分娩の取り扱いを中止した医療機関のある地域への対応などの取り組みを進めていきます。
- ハイリスクな母体及び新生児に対して高度で専門的な医療を迅速に提供するため、総合周産期母子医療センターの充実を図るとともに、周産期救急搬送体制を確保します。
- 子どもの健やかな成長を支援し、県民が安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するため、小児救急医療体制の円滑な運営に努めます。
- 家庭で病気やけがの発生を予防するとともに、育児不安の軽減を図るため、保護者などへ医療に関する情報提供を行います。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>安心して分娩できる体制づくり</b>								
医師修学資金貸与事業	将来、山梨県内の公立病院等の医師として従事しようとする医学生等に対して、修学資金を給付							医務課
産科選択医師への奨励金の交付	県内病院における産科後期研修プログラムにより後期研修を受けている医師に奨励金を交付							医務課
分娩手当を支給する医療機関等への支援	分娩手当を支給する医療機関等に対して補助金を交付	☆						医務課
助産師外来の導入促進	山梨大学に地域周産期等医療学講座を設置し、助産師外来の導入・運用等に関する研究を行う							医務課
分娩の取り扱いを中止した医療機関のある地域への対応	分娩を取り止めた地域の病院において、妊婦健診を受けられるようにするとともに、助産師である産科相談員がきめ細かい保健指導を実施							医務課
<b>周産期医療の充実</b>								
総合周産期母子医療センター	ハイリスク妊婦及びハイリスク新生児に対応するため、高度な診療機能と医療設備を備え24時間体制で運営							医務課
周産期救急搬送体制の確保	周産期医療機関における受入体制などを確保し専門的な医療を迅速に提供							医務課
未熟児の搬送確保	より専門的な医療が必要な未熟児を養育医療指定医療機関に救急車で搬送するため、未熟児搬送用保育器を医療圏に配置し、搬送体制を確保							健康増進課
<b>小児科医療の充実</b>								
小児初期救急医療センターの運営支援	休日夜間における小児救急医療を行うため小児初期救急医療センターの運営等へ助成							医務課
二次救急医療体制の整備	小児二次救急医療体制としての病院群輪番制への助成							医務課
小児医療給付による支援	養育医療、自立支援(育成医療)、小児慢性特定疾患等の小児医療給付及び訪問等による個別の相談や情報提供等の支援							健康増進課
<b>医療情報の提供・相談</b>								
保護者等に対する情報提供	子どもの病気やけがの発生予防、応急対応知識の普及のためのホームページなどによる情報の提供							医務課
小児救急電話相談	小児救急に精通した看護師等による子どもの病気に関する電話相談							医務課

### (3) 思春期における健康づくり

#### 現状と課題

- 10代の人工妊娠中絶や性感染症の増大等の問題に対応するため、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。
- 薬物の乱用は、健康上の問題だけではなく犯罪の誘因にもなります。また、喫煙経験を持つ小学生、習慣的喫煙者となっている中学生や高校生もおり、子どもを喫煙から守る防煙教育への取り組みも重要です。
- 児童生徒が、生活習慣や健康に関する正しい知識を身につけるとともに、自己肯定感を高めることは、将来にわたり健康に過ごすうえで大切です。精神発達途上にある青少年を取り巻く社会環境の変化は著しく、思春期における精神不安などから、社会環境に適応できない者が増加しているため、心の健康づくりが課題となっています。
- 子ども心の問題（児童虐待や発達障害など）が複雑・困難化し、児童相談所等への相談件数が増加していますが、児童思春期精神科医療相談体制が十分に整備されておらず、専門医療機関における受診待ちが長期化しています。

#### 施策の方向

- エイズなどの性感染症を予防するため、児童生徒への性に関する正しい知識の教育啓発をします。
- 子ども薬物乱用や喫煙を防止するため、麻薬、覚せい剤等の薬物乱用の弊害や喫煙が身体に及ぼす影響について、正しい知識の普及と教育の充実に努めます。
- 生涯にわたり健康に過ごすため、児童生徒が正しい生活習慣や健康に関する知識などを身につけるための取り組みを進めます。
- 子ども心の問題に対応するため、児童精神科医等の専門スタッフが診療、相談、支援等を行う「子どもメンタルケアセンター」を整備するなど、子ども心の健康対策を推進します。
- 児童思春期精神科医療の強化拡充を行うとともに、医療・保健・福祉など関係者の資質向上を図り、連携して心に問題を抱えた児童に適切な医療や相談支援を行います。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>感染症等の予防対策</b>								
エイズ及び性感染症知識啓発普及講習会等の開催	エイズ及び性感染症に関する知識の普及、学校における講習会の実施等							健康増進課
エイズ・薬物乱用防止教育研修会	エイズ・薬物乱用防止にかかる指導方法の研修							教・スポーツ健康課
<b>薬物乱用や喫煙防止への取り組み</b>								
薬物乱用防止への取り組み	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の展開							衛生薬務課
薬物乱用防止教室の開催推進	学校における薬物乱用防止教室の開催							教・スポーツ健康課
受動喫煙防止の推進	・禁煙分煙推進事業 ・マスメディア、チラシ、ポスター等を活用した普及							健康増進課
防煙教育の推進	・保健所による健康出前講座の実施 ・喫煙防止推進事業 ・市町村や教育の関係者との会議							健康増進課
妊産婦等へのたばこの害に関する知識の普及	・マスメディア、チラシ、ポスター等を活用した普及 ・市町村事業との連携による普及							健康増進課
<b>思春期における心の健康づくりへの対応</b>								
児童生徒の健康問題等への対応	専門医等による児童生徒の健康相談等							教・スポーツ健康課
思春期コンサルタントの実施	思春期に関する特定相談窓口の開催							精神保健福祉センター
思春期問題ワークショップの開催	養護教諭、教員等の研修							精神保健福祉センター
発達障害者サポーターの養成・派遣	引きこもり状態にある発達障害者やその家族に対し、生活上の助言・支援が受けられるよう、発達障害者サポーターを養成し、派遣							障害福祉課
思春期体験学習の推進	赤ちゃん抱っこ体験や妊婦疑似体験等を通して、命の大切さや自分を大切にすることについて学習							健康増進課
スクールカウンセラーの配置・派遣（再掲）	いじめ・不登校を解決するための専門相談員の配置・派遣							教・義務教育課 教・高校教育課
子どもメンタルケアセンターの設置・運営	子どもの心の診療や発達障害に関する最も先進的な医療の実施や充実した相談支援等を行う機関の設置・運営				☆			児童家庭課
子どもの心の診療支援事業	児童思春期精神科医療の強化拡充を図るとともに、心の問題を抱えた児童に適切な医療を提供できる診療・相談支援体制を構築 子どもメンタルクリニックの診療体制の強化	☆	→					障害福祉課 児童家庭課

#### (4) 不妊治療に対する支援

##### 現状と課題

- 不妊に悩む夫婦は10組に1組と言われており、県内では約2,000組の夫婦が不妊治療を受けていると推定されています。不妊検査や治療への不安、医療機関の情報の不足など、不妊に悩む夫婦などへの適切な情報提供と相談に対する適切な対応が求められています。
- 不妊治療は経済的負担が大きいため、その経費の軽減を図ることが必要です。

##### 施策の方向

- 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する情報の提供や悩みなどの相談に応じて、不安等の解消に努めるとともに、不妊治療への取り組みを支援します。
- 体外受精などの不妊治療に要する経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成します。

##### 具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
不妊相談センターの運営	専門医師や心理職員による不妊に関する相談							健康増進課
不妊に関する情報提供	不妊相談センターのホームページやパンフレットの配布による不妊に関する情報の提供							健康増進課
不妊治療への助成	体外受精や顕微授精の不妊治療に要した経費への助成							健康増進課

## (5) 食育の推進

### 現状と課題

- 県民一人ひとりが、「食」についての意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の活動への理解を深めるとともに、「食」に関する情報に基づく適切な判断能力を身に付け、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが求められています。
- 「食」の大切さに対する意識の希薄化により、健全な食生活が失われつつあり、栄養の偏りや食習慣の乱れ、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向等の問題が生じています。子どもの心身の健全な成長や発達のため、食育推進の取り組みが求められています。
- 「食」に関わる健康問題や食の安全への関心が高まっており、関係機関が連携して「食」についての理解を深める取り組みが必要となっています。

### 施策の方向

- 家庭、学校、保育所、地域など社会の様々な分野の関係者が連携を図り、「食育」を県民運動として推進します。
- 子どもの食生活改善と「食」を通じた心の健全育成を図るため、家族の団らんの大切さや食事の楽しさを学ぶ取り組みを推進します。
- 生活のリズムの向上を図るとともに、気力・体力の低下を防ぎ健康的な一日を過ごすため、朝食を欠食する児童を減らす取り組みを推進します。
- 学校や保育所の給食において望ましい食生活の形成や栄養バランスなどに関する健康教育などの取り組みを推進します。
- 子どもたちの「食」に対する感謝の気持ちを醸成するため、農産物の生産体験や親子料理教室の開催、学校給食への地元農林畜水産物の使用などの取り組みを推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
食の安全・食育実践活動の推進	・食の安全・食育推進大会の開催 ・食に関する情報・意見交換会の開催							消費者安全・食育推進課
食育推進ボランティアの育成	食育の各分野における食育推進ボランティアを登録し、研修会等により資質の向上を図り、児童・生徒などを対象とした普及啓発活動等食育推進ボランティア活動の充実を図る							消費者安全・食育推進課
食育ホームページ等による情報提供	県ホームページに食育に関する様々な情報を掲載し、食育の推進を図る							消費者安全・食育推進課
学校を中心とした食育の推進(再掲)	学校を中心とした組織的・体系的な食育の推進							教・スポーツ健康課
学校栄養職員研修会の開催(再掲)	学校における食育の推進に関する研修							教・スポーツ健康課
保育所栄養士・調理員への研修の実施	保育所等の栄養士・調理員に対し、専門性向上のための研修会の実施							児童家庭課
出前栄養相談の開催	児童館を活用しての栄養相談、指導							健康増進課
山梨学院大学・山梨学院短期大学との協定	健康・栄養教育及び食育の推進に関する連携協力	☆						健康増進課

## 第4節 子どもたちを取り巻く教育環境の充実

一人ひとりの個性を伸ばし、自ら学び、自ら考える力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を育む学校教育を推進するとともに、「社会全体で子どもを育てる」という考え方に基づき、家庭や地域の教育力の向上を図るため、家庭、地域、学校の連携による教育を推進します。

また、若者の職業能力開発や就業支援を推進することにより、若者の職業的自立を促進します。

### (1) 次代の親となる若者の育成と自立促進

現状と課題	施策の方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の温かい支えのもと、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義について理解を促す取り組みが必要です。</li> <li>○ 若者の就労の状況は、完全失業率が高水準にあることに加え、若年無業者やフリーターの増加、さらには高い離職率など厳しいものとなっています。このような状況は、産業の競争力や生産性の低下など経済の持続的発展を妨げるとともに、婚姻率の低下なども懸念されており、次代の親となる若者の自立を促進することが必要です。</li> <li>○ 学校の授業等で専門的な知識や技能を持った地域の人材を活用し、児童生徒がキャリアを形成していくために必要な意欲や関心を高めることが必要です。</li> <li>○ 子どもたちが生きる力を身につけ、様々な課題に柔軟にたくましく対応し、職業人として自立していくことが求められています。</li> <li>○ 将来を担う若者が夢と希望を持って自らの技術や能力を高め、職業的自立が図られることが求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来の親となる世代が子育てや家庭の大切さについての理解を深めるため、赤ちゃんとのふれあい体験等の取り組みを推進します。</li> <li>○ 就職相談から職業紹介までの一連の雇用関連サービスをワンストップで提供し、個々の特性に応じたきめ細かい支援を行います。</li> <li>○ 学校教育において、地域や学校の実態、児童生徒の特性、進路等を考慮しながら、職場見学や職場体験などの啓発的体験や就業体験を推進します。</li> <li>○ 職業人として働くことに対する意識・意欲の向上を図るため、早い時期から子どもたちを対象としたキャリア教育の推進などを図ります。</li> <li>○ 若者が就労に必要な専門的・実践的な知識・技術・技能を習得できるよう、県立職業能力開発施設における職業訓練の実施や、民間事業主、団体等が実施する職業訓練に対し支援します。</li> <li>○ 若者が就農に必要な農業の専門的・実践的な知識・技術を習得できるよう県立農業大学校における訓練・研修の充実を図ります。</li> </ul>

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>次代の親となる若者の育成</b>								
思春期体験学習の推進(再掲)	赤ちゃん抱っこ体験や妊婦疑似体験等を通して、命の大切さや自分を大切にすることについて学習							健康増進課
児童ふれあい交流の促進(再掲)	中・高校生の居場所づくり、乳幼児への絵本の読み聞かせなどの事業実施を促進							児童家庭課
<b>若者の就業支援</b>								
若者チャレンジへの支援	若者の正社員就職と職場定着を支援するため、ジョブカフェ利用者や企業を対象としたセミナーや交流会を開催							労政雇用課
<b>キャリア教育の推進</b>								
地域の人材を活用した教育	各分野に優れた知識、経験、技能をもつ社会人を学校教育活性化に活用							教・義務教育課
高校生インターンシップ推進事業	・「インターンシップ推進連絡協議会」「地域連絡会議」の設置 ・事前指導における勤労観、職業観育成のための講演							教・高校教育課
ジュニアトライワークの実施	小・中学生の職業観、勤労観の醸成を図るため、県内事業所において職場体験を実施							労政雇用課
高校生の地場中小企業等職場見学の実施	高校生の職業意識の醸成を図るため、県内事業所において職場見学を実施							労政雇用課
ものづくり技能者の育成促進	高度の技術、技能に触れさせるとともに、「ものづくり」への関心を高めるため、高校生のものづくり体験講座の実施							産業人材課
地域連携ものづくり産業人材育成事業	ものづくりを支える専門的職業人を育成するため、産学官連携により、地域産業界と工業系高校のニーズを踏まえた人材育成プログラムを実践		☆					教・高校教育課
児童生徒キャリア育成推進事業	・小・中・高等学校キャリア教育推進会議の設置 ・小・中・高等学校キャリア教育アドバイザー(推進中核教員)の養成 ・児童生徒キャリア育成推進事業研究協力校の指定と調査研究の推進	☆						教・義務教育課
<b>技術や技能の習得</b>								
職業訓練の実施	産業構造の変化や技術革新等に対応した人材を育成するため、産業技術短期大学校、都留・峡南高等技術専門校、就業支援センターの訓練の実施							産業人材課
農業大学校における研修教育の充実・強化	本県農業を支える担い手として必要な実践的能力を持つ農業経営者を育成するため、県立農業大学校の研修教育の充実・強化							農業技術課

## (2) 確かな学力の定着・向上

### 現状と課題

- 今の子どもたちは、自ら調べ、判断し、表現する力が不十分であると言われていています。また、学年が上がるにつれ授業が分かる割合が低下しているなどの課題があります。
- 学校で身につけた「確かな学力」が生涯にわたる学習活動の基盤となるよう、小・中・高等学校の各段階に応じた教育の一層の充実が求められています。
- 子どもたちの言語能力が低下しており、思考力や表現力を育成するため、児童生徒の知的活動を増進し、主体的な学習活動を支えていく読書活動の充実や、すべての知的活動の基盤となる言語活動の充実が求められています。

### 施策の方向

- 学習意欲の向上や学習習慣の確立を図ります。
- 創意工夫を生かした指導と評価を充実する中で、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をもった子どもたちの育成に努めます。
- 小学校1・2年生への30人学級編制及び中学校1年生への35人学級編制の実施をはじめ、子どもの理解や習熟の程度に応じた少人数指導や指導を行うための教員を配置し、きめ細かな指導の充実に努めます。
- 子どもたちが本に親しみ、読書の楽しみを知るための読書環境整備や推進体制の強化を推進します。
- 相手や目的、場面に応じた言葉遣いや表現ができるよう、指導の工夫改善に努めます。

### 具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
学力向上への取り組み	・小・中学校 国語力、論理的な思考力、数学的処理能力の育成等 ・高等学校 読書活動の充実、言語活動の充実、科学的・数学的な思考力の育成等							教・義務教育課 教・高校教育課
少人数教育の推進「はぐくみプラン」	小学校1、2年生の30人学級及び中学校1年生の35人学級の実施							教・義務教育課
きめ細かな指導を行うための教員の配置	きめ細かな指導を行うため、チームティーチングや少人数指導を行えるよう教員を配置							教・義務教育課
「こどもにすすめたい本」の作成・配布	子どもたちに本の素晴らしさや読書の楽しさを伝え、大人にも理解を深めてもらうため、子どもに勧めたい本を紹介							教・社会教育課
子ども読書活動推進体制の強化	子どもの読書活動に携わる人材の資質向上のため、研修会等を開催							教・社会教育課
国語力の向上	論理的思考力や読解力を向上させるための教材研究や授業の研究実践等							教・義務教育課

### (3) 豊かな心の育成

#### 現状と課題

- 子どもによる重大事件が多発していることから、子どもたちにかげがえのない命についての実感や、自分の感情を抑制する力が培われていないことなど道徳教育の充実の必要性が指摘されています。
- 命を大切にする心の教育や次代の親を育む観点から、子どもを生み育てることの喜びや意義について、子どもときから理解を深めるための取り組みが必要です。
- 人間関係の希薄化や生活体験の不足などから、豊かな人間性や社会性を身に付ける機会が少なくなっており、「生きる力」の核となる豊かな人間性や社会性を育む教育の充実が求められています。
- 子どもたちに高齢者や障害者などに対する理解を深めさせ、共に生きる力を学び育てることが必要です。
- いじめ・不登校や問題行動などは依然として深刻であり、子どもたちに思いやりの心、ねばり強く挑戦する意志などの豊かな心や感性を育ませることが必要です。
- 芸術文化活動の推進や子どもたちの健全育成の場として、美術館、文学館、博物館、図書館や各地域の特性を活かした様々な文化施設の活用が求められています。

#### 施策の方向

- 人としてより良く生きていくための規範意識の醸成や思いやりの心、命を大切にする心の育成など、道徳教育の充実に向けた取り組みを小中高等学校の各段階で推進します。
- 将来の親となる世代が子育てや家庭の大切さについての理解を深めるため、赤ちゃんとのふれあい体験等の取り組みを推進します。
- 豊かな人間性や社会性を身に付けるため、子どもの発達段階に応じて、文化財や地域の施設の活用、また、自然体験や環境保全活動、地域の行事への積極的な参加、異年齢や異世代、他地域の人々との交流など、様々な体験が計画的かつ効果的に実施できるよう努めます。
- 福祉、介護、看護、リハビリテーション等の体験活動を通じて、医療・福祉に対する理解やボランティアについて学ぶ取り組みを推進します。
- いじめ・不登校や問題行動などに対処するため、心に様々な悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員に対する支援として、スクールカウンセラーの配置など、家庭、地域、関係機関と連携して取り組みます。
- 子どもたちに身近なところで芸術鑑賞ができる機会の提供や、高校生の芸術文化活動への支援を行います。
- 芸術文化や歴史文化を学習するため、美術館や博物館などの文化施設の活用を推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>「命の大切さ」を学ぶ教育の推進</b>								
やまなし心づくり推進事業	道徳教育推進リーダーの養成研修、道徳教育推進校の指定、やまなし心づくり推進会議の設置		☆	→				教・義務教育課
思春期体験学習の推進(再掲)	赤ちゃん抱っこ体験や妊婦疑似体験等を通して、命の大切さや自分を大切にすることについて学習							健康増進課
<b>豊かな体験活動の推進</b>								
夢をはぐくむ体験活動サポート事業	体験的学習や活動を通して、生徒に自らのあり方生き方を考えさせるとともに、将来への夢を持たせ、生徒の「生きる力」を育む		☆	→				教・高校教育課
フロンティアアドベンチャーやまなし少年海洋道中	青少年の健全育成を図るための洋上研修と自然体験活動							教・社会教育課
農業体験学習の促進	農業への関心が高く、豊かな人間性を備えた児童生徒を育成するため、小中学校における農業体験学習を促進	○						教・義務教育課
環境学習指導者の派遣	やまなしエコティーチャーの養成及び民間団体等が開催する環境保全に関する研修会等への派遣	☆						環境創造課
高校生の一日子リハビリテーション体験	リハビリテーションに関する普及啓発のため、高校生を対象に医療の現場でのリハビリテーション体験							長寿社会課
高校生の一日子看護師	県内高校生の医療の現場で看護師業務の体験							医務課
<b>いじめや不登校への取り組み</b>								
いじめ・不登校ホットライン	専門の相談員による児童生徒や保護者のための電話による相談支援							教・総務課
学校不適応児童生徒に対する支援	いじめ・暴力行為・不登校等への対応並びに校内の教育相談体制の充実を図るための専門相談員の配置と巡回							教・義務教育課 教・高校教育課
スクールカウンセラーの配置・派遣	いじめ・暴力行為・不登校等を解決するための専門相談員の配置・派遣							教・義務教育課 教・高校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童生徒に支援するためスクールソーシャルワーカーを配置							教・義務教育課
巡回教育相談	高校生及び保護者を対象として校外で個別の教育相談をうけられる機会を提供							教・高校教育課
<b>芸術文化活動への取り組み</b>								
巡回児童劇場の開催	児童に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供し、情感豊かな心を育みながら健全な育成を図るため、学校施設を利用した演劇公演を開催							生涯学習文化課
高校生の芸術文化活動への支援	芸術文化活動推進のための芸術文化祭の開催や参加への支援							教・高校教育課
<b>芸術文化施設の活用推進</b>								
芸術文化施設における親子等を対象とした取り組みの推進	美術館、文学館、考古博物館及び博物館における親子等を対象とした各種取り組みの推進							教・学術文化財課
県立図書館の活用	子どもの読書の活発化を図るため、読書の案内や相談を行うとともに、子どもの読書活動実践者への情報提供等を行う							教・社会教育課

#### (4) 幼児教育の充実

##### 現状と課題

- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることを踏まえ、幼児の健やかな成長を保障するため、幼児教育の一層の充実が求められています。
- 社会の急激な変化による大人の価値観や生活スタイルの多様化を背景に、子どもの育ちをめぐる環境は大きく変化し、幼児期に本来培われるべき基本的な生活習慣や態度、自制心や耐性等が不十分で、小学校にうまく対応できない「小1プロブレム」といわれる状況が見受けられます。
- 障害をもつ就学前の幼児に対する、健常児との交流や社会適応のための教育の必要性が高まっており、これに対応した教員の確保や施設整備の推進が求められています。
- 幼児教育の専門施設である幼稚園等を中核に、家庭と地域が連携した幼児教育に関する施策を推進する必要があります。

##### 施策の方向

- 就学前の幼児を対象とする教育の質の向上と幼稚園教育の条件整備のための総合的な取り組みを推進します。
- 幼稚園や保育所では、集団生活を通じて幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、指導体制や指導方法を工夫改善し、小学校教員との情報交換など小学校との連携を強化し、幼児教育の一層の充実に努めます。
- 心身に障害をもつ幼児が、健常児との交流や将来の社会参加に備えた幼児教育を受けることができるよう、教員の確保や施設整備など環境の整備を推進します。
- 幼稚園の開放や教育相談の開催など、幼稚園の持つ機能を活用し、子育て支援活動を推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
幼児教育プログラムの推進	幼児教育の質の向上と幼児教育に関する政策プログラムの推進							教・義務教育課
私立幼稚園の支援								
3歳児の幼稚園就園の促進	3歳児の就園を促進するための私立幼稚園への助成							私学文書課
きめ細やかな学習指導の推進	チームによるきめ細かな幼児教育を実施するための私立幼稚園への助成							私学文書課
小学校等との連携強化								
保幼小連携教育の推進	・山梨県幼児教育研究委員会の設置 ・保幼小連携教育研修会の開催							教・義務教育課
障害をもつ子どもの受け入れ								
幼稚園における心身障害児の就園の促進(再掲)	障害児を受け入れている私立幼稚園への助成							私学文書課
幼稚園が行う子育て活動への支援								
子育て相談や施設の地域への開放	施設や機能を地域に開放する子育て支援活動への助成							私学文書課
幼稚園における預かり保育の促進(再掲)	通常の教育時間終了後2時間以上預かり保育を実施する私立幼稚園への助成							私学文書課
認定こども園の整備促進(再掲)	保育と就学前の教育を一体として捉えた認定こども園の整備促進							児童家庭課

## (5) 家庭・地域の教育力の充実

### 現状と課題

- 核家族化の進行により、家庭での教育力が低下しています。このため、家庭の教育力の向上を図り、家族全員で子育てが担えるよう、家庭教育の支援に努める必要があります。
- 人々のつきあいの希薄化により、地域で子どもを育てる意識が薄れていることから、地域全体で子どもを育てる環境づくりが必要です。

### 施策の方向

- 家族全員で子育てが担えるよう、家庭の教育力の向上を図ります。特に父親の家庭教育における役割が重要であることを啓発するため、企業、幼稚園、保育所及びその保護者組織などと連携した父親教育のための取り組みを推進します。
- 専門的な子育て相談に応じられる子育て支援コーディネーターや子育てサポーターリーダーの活用を図ります。更に現代的な課題に対応できる実践的な家庭教育・子育て支援者の育成を図ります。
- 自然体験や社会体験など多様な体験活動の場を提供するなど、家庭と地域などが連携した取り組みを推進します。
- 地域の住民が持っている経験や技能を生かし、学校教育の様々な場面でボランティアとして関わることを通して、地域のもつ教育力を活性化させます。

### 具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>家庭教育の推進</b>								
父親を考えるフォーラムの開催	父親の家庭教育参加意識の啓発							教・社会教育課
家庭教育手帳の活用促進	乳幼児から小中学校生までの子育てやしつけを解説したCD-ROMの活用を促進							教・社会教育課
子育て支援リーダー養成事業(再掲)	子育て支援コーディネーターを始め、子育て支援を行っている活動者を対象に地域の家庭教育・子育て支援のリーダーとして活動できる人材を養成		☆					教・社会教育課
<b>地域における体験活動等の促進</b>								
青少年学習成果活用事業	生涯学習への動機付けのため、青少年を講師として募集し、その体験や学習成果を発表する講座を開催							生涯学習文化課
放課後子どもプラン推進事業(再掲)	放課後や週末等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、地域の協力を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施							教・社会教育課
<b>地域と学校の連携</b>								
やまなし学校応援団育成事業	地域全体で学校を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもたちと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充を図り、子どもの健全な育成及び地域の教育力の活性化につなげる							教・社会教育課

## (6) スポーツ・健康教育の充実

### 現状と課題

- 近年、児童の体力の低下が見られ、学校体育では子どもたちが生涯にわたって運動に親しみ、心身ともに健康で活力ある生活を営むための基礎的能力を育成することが重要となっています。
- 偏食や欠食、慢性的な生活習慣の乱れやストレスに起因した心身の健康問題が深刻化しており、健康の増進に向けた一層の取り組みが求められています。

### 施策の方向

- 学校の授業や運動部活動において外部指導者を積極的に活用するなどして、体育、スポーツ活動の充実を図ります。
- 学校、家庭、地域の連携を深め、子どもたちが自発的・継続的にスポーツに親しめる環境づくりを推進するとともに、地域スポーツへの積極的な参加を促進します。
- 正しい食生活など基本的な生活習慣を身につけるとともに、日常の健康観察の重視、定期健康診断の実施など保健管理の充実を図ります。
- 児童生徒の発達段階や実態に即し、地域の実情に応じた安全・安心な学校給食を実施し、望ましい食習慣の育成に努めます。

### 具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>学校体育の指導体制の充実</b>								
運動部活動の充実	中学校及び高校の運動部活動への外部指導者の派遣							教・スポーツ健康課
指導者講習会の開催	中央講習会への派遣と県内指導者への伝達講習							教・スポーツ健康課
生涯・地域スポーツ推進事業	市町村等が設立支援する総合型地域スポーツクラブへの育成支援							教・スポーツ健康課
<b>健康教育の充実</b>								
健康教育指導者の研修会	学校における健康教育、指導方法に関する研修							教・スポーツ健康課
学校を中心とした食育の推進	学校を中心とした組織的・体系的な食育の推進							教・スポーツ健康課
学校栄養職員研修会の開催	学校における食育の推進に関する研修							教・スポーツ健康課

## (7) 青少年を取り巻く環境の整備

### 現状と課題

- 図書やDVD、ビデオテープ、インターネットなどによる有害情報の氾濫、享乐的な風潮は社会規範意識の低下をもたらし、非行の低年齢化や深刻化など、大きな社会問題の要因となっています。青少年の自立する力を育むため、家庭、学校、地域など社会全体で青少年育成体制を整備する必要があります。
- 薬物の乱用は、犯罪の誘発になります。青少年を薬物から守る取り組みが必要です。
- 青少年が健全な日常生活を送ることができるよう、多様な活動の場を提供する青少年関係施設などの有効利用が求められています。
- 児童生徒を巻き込んだ「出会い系サイト」の利用が問題となっていることから、有害なインターネットへの接続を制限する取り組みや地域、学校及び家庭において子どもたちを有害情報から守る取り組みが必要です。
- インターネットなどを利用している若者からの有料サイトの架空請求などに関する相談が依然として多いことから、若者向けの消費者教育が必要です。

### 施策の方向

- 青少年の健全な育成を図るため、指導、育成、保護等に関する「青少年健全育成指針」に基づき、関係機関や団体等の連携のもと、啓発活動を積極的に展開します。
- 有害な社会環境を浄化するため、娯楽施設やコンビニエンスストアなどの関係業界による自発的な啓発活動を促進するとともに、有害な図書類などを規制します。
- 青少年の薬物乱用の防止のため、正しい知識の普及と教育の充実に努めます。
- 青少年に野外活動や国際交流などの幅広い体験機会を提供するため、青少年関係施設、科学館、公民館等における活動プログラムを充実します。
- 子どもたちの健全な育成を図るため、アダルトサイト等有害情報への接続を遮断するフィルタリングシステムの普及や「出会い系サイト」を利用することの危険性等を広報するとともに、情報モラル教育を推進します。
- 青少年の健全な社会生活への対応を図るため、消費者教育を充実するとともに、若者向けの消費生活に関する各種講座を開催し、賢い消費者としての育成を図ります。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>青少年の育成体制の推進</b>								
青少年健全育成指針の推進	青少年をめぐる今日的な課題に的確に対応し、青少年の健全育成にかかる施策を明確にし、総合的かつ効果的な推進を図る	○						教・社会教育課
青少年問題協議会の開催	青少年に関する総合施策の樹立のため、青少年行政に係る重要な事項について、調査、審議を行う							教・社会教育課
「山梨の青少年」の作成	青少年の生活やそれを取り巻く状況及び県の取組状況を掲載し関係機関に配布(2年に1回)		○		○		○	教・社会教育課
青少年の生活意識調査の実施	県内青少年の意識調査を実施し、青少年の行動の実態と生活意識を把握し施策に活用(5年に1回)				○			教・社会教育課
<b>有害な社会環境の浄化</b>								
有害図書類等の規制	・健全育成審査部会の開催 ・有害図書類の指定、撤去命令 ・青少年を取り巻く社会環境調査の実施 ・有害図書類自動販売機、書店等設置場所への立入検査の実施							教・社会教育課
駅前、街頭キャンペーンの実施	青少年健全育成を図るための駅前広報活動や青少年に関わりの深い関係業界との街頭キャンペーンの実施							教・社会教育課
非行防止啓発リーフレット、ステッカーの作成、配布	青少年の非行防止、健全育成、業界自主規制のためのリーフレット、ステッカー等の配布							教・社会教育課
関係業界との連携	青少年と関わりの深い業界と連携し、酒類、たばこ類、有害図書類の自主規制、非行防止パトロールの実施							教・社会教育課
薬物乱用防止への取り組み(再掲)	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の展開							衛生薬務課
薬物乱用防止教室の開催推進(再掲)	学校における薬物乱用防止教室の開催							教・スポーツ健康課
<b>青少年の啓発活動の展開・施設の活用</b>								
青少年健全育成推進大会の開催	健全育成功労者、「家庭の日」等のポスター表彰、講演、研修の実施							教・社会教育課
情報誌「やまなしの青少年」の発行	青少年育成山梨県民会議が行う地域における青少年活動や青少年育成県民運動を広く紹介し、青少年育成ネットワークの充実を図る情報誌「やまなしの青少年」発行への助成							教・社会教育課
「少年の主張」山梨県大会の開催	青少年育成山梨県民会議が行う中学生に社会の一員として自覚を持たせ、現在の考え方を広く一般に訴える場を提供する「少年の主張」山梨県大会への助成							教・社会教育課
青少年関係施設の活用促進	青少年センター、少年自然の家、科学館、青少年自然の里、愛宕山こどもの国における各種事業の実施	○						児童家庭課 教・社会教育課
<b>出会い系サイト対策の推進啓発</b>								
有害インターネットサイトの接続の制限	少年を犯罪被害から守るため、有害なホームページへの接続を遮断するフィルタリングシステムの導入促進							警・少年課
防犯講話等の開催	少年を非行から守るための、非行防止活動や薬物乱用防止教室の開催							警・少年課
学校関係者への説明会の実施	出会い系サイトに関係した少年の犯罪被害を周知するため、校長会、生徒指導研修会での出会い系サイト規制法の概要説明							警・生活安全企画課
ホームページでの広報活動、サイバーボランティアの導入促進	インターネット上で児童に有害な情報を提供している関連事業者に対する警告活動等及びサイトを利用している児童に対する広報啓発活動							警・少年課
情報モラル教育の推進	子どもたちが有害情報等に巻き込まれないための教育の実施							教・義務教育課 教・高校教育課
<b>青少年向けの消費者教育の推進</b>								
「暮らしの教室」の実施	若年層を狙った悪質商法の被害を未然に防ぐため、高校生や大学生を対象に「巣立ち教室」を、新社会人を対象に「新社会人教室」を開催							消費者安全・食育推進課
「教職員研修」の実施	児童生徒による消費者教育のあり方を学んでもらうため、小中高学校の教員を対象に研修会を実施							消費者安全・食育推進課

## 第5節 仕事と子育てを両立するための支援

就業と結婚・出産・子育てとの二者択一の状況が指摘される中で、仕事と子育てを両立するため、労働条件の改善や雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を推進します。

また、男性の子育てを促すとともに、育児を行う男性労働者が働きやすい職場環境を整えるための取り組みを促進します。

### (1) 仕事と生活の調和の推進

現状と課題	施策の方向
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 就業希望がありながら出産を機に仕事をやめるなど、就業と結婚・出産・子育ての二者択一の状況の解消を図るとともに、仕事と生活の調和を推進するため、労働時間の短縮や育児休業取得の推進など育児を行う労働者が働きやすい職場環境づくりについて、事業主の理解を深める取り組みが必要です。</li><li>○ 産後休暇や育児休業終了後の3歳未満児の保育ニーズに対処するとともに、子育て中または子育てが一段落し、就業を希望する女性の就職支援を図る必要があります。</li><li>○ 男女共同参画についてあらゆる機会を通じて県民意識の高揚を図り、雇用の分野における均等な機会と待遇を確保することが必要です。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 育児休業の取得や労働時間の短縮など男女ともに子育てしやすい職場環境の整備や一般事業主行動計画の策定について普及啓発を図り、中小企業における取り組みを促進します。</li><li>○ 子育て中の女性が安心して働けるよう、3歳未満児を預かる保育所の整備や企業内保育施設の設置を支援します。また、子育てが一段落した女性の就職支援を図るため、就業を希望する女性の職業訓練を推進します。</li><li>○ 性別による固定的な役割分担意識や社会慣行を是正するため、県民を対象とした啓発活動を行うとともに、事業主等が自ら先頭に立って男女共同参画を推進してもらう研修など男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進します。</li><li>○ 農業分野において男女が均等な立場で農業経営や社会活動等に参画できるよう、女性の農業経営や社会活動への参画を推進します。</li></ul>

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>仕事と子育ての両立支援の啓発</b>								
子育てを支援する企業の募集・広報	子育てを応援する企業を募集し、取り組みを紹介							児童家庭課
<b>労働に関する理解の促進</b>								
労働に関する情報の提供	広報誌「やまなし労働」の発行、インターネットによる情報提供							労政雇用課
<b>女性のための働きやすい環境づくり</b>								
通常保育の実施(3歳未満児)(再掲)	保護者の委託を受け、保育に欠ける児童(3歳未満児)の保育を行う保育所への助成							児童家庭課
企業内保育所設置推進事業(再掲)	企業内に従業員等のために保育施設を設置することへの支援	○						労政雇用課
チャレンジマザーの就職支援	子育て中または子育てが一段落した女性の就職支援を図るため、就業を希望する女性を対象とした職業訓練を推進							産業人材課
<b>男女共同参画についての啓発活動</b>								
パートナーシップセミナー	男女が自立し共に輝く社会をつくるため、男性学講座、共生学講座等の開催							県民生活・男女参画課
男女共同参画に関する情報の提供	女性が様々な活動に参画することを可能にするために必要な支援情報をホームページで一元的に提供							県民生活・男女参画課
男女共同参画企業懇話会	懇話会を通じて性別による役割分担意識の改革、女性の活用、ワークライフ・バランスによる働き方の見直しなど企業の取り組みを促進する							県民生活・男女参画課
男女共同参画推進月間事業の促進	男女共同参画推進について啓発パンフレットを配布したり、記念講演や育児に関するギャラリー展等を開催するなど、男性の育児への参加などを促進する							県民生活・男女参画課
企業における男女共同参画推進セミナー	男女共同参画の取り組みについて、企業の経営者等の指導的な立場にある人が先頭に立って推進するための研修会の開催							県民生活・男女参画課
農村女性の経営参画の推進	・家族経営協定の締結推進 ・女性リーダーの養成							農業技術課

## (2) 男性の子育ての促進

### 現状と課題

- 男性の家事・育児の分担度合いが高い家庭では、第2子以降の出産意欲が高く、女性の継続就業割合も高くなっています。男性の家事・育児を促すなど、仕事と子育ての両立を推進する必要があります。

### 施策の方向

- 男性の育児休業の取得や子育てを行う男性が働きやすい職場環境の整備など男女共同参画の取り組みについて事業主を対象とした普及啓発や、中小企業における取り組みの促進を図ります。
- 男性の子育てを促進するために、男性への子育てに関する情報や子どもと一緒に過ごす機会を提供します。
- 男性の家庭教育における役割の重要性を啓発するため、企業、幼稚園、保育所及びその保護者組織などと連携した父親教育のための取り組みを促進します。

### 具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>男性の子育ての促進</b>								
子育て親育て塾	子育てに関する講座やイベントを男女共同参画推進センターにて開催							県民生活・男女参画課
男女共同参画推進月間事業の促進(再掲)	男女共同参画推進について啓発パンフレットを配布したり、記念講演や育児に関するギャラリー展等を開催するなど、男性の育児への参加などを促進する							県民生活・男女参画課
企業における男女共同参画推進セミナー(再掲)	男女共同参画の取り組みについて、企業の経営者等の指導的な立場にある人が先頭に立って推進するための研修会の開催							県民生活・男女参画課
父親が子どもと一緒に過ごす機会の提供の促進(安心こども基金事業)	安心こども基金を活用して、NPO等から父親向けの研修や親子参加型イベント等を実施する市町村への助成		☆					児童家庭課
<b>家庭教育の推進</b>								
父親を考えるフォーラムの開催(再掲)	父親の家庭教育参加意識の啓発							教・社会教育課
家庭教育手帳の活用促進(再掲)	乳幼児から小中学校生までの子育てやしつけを解説したCD-ROMの活用を促進							教・社会教育課

### (3) 企業に対する支援

#### 現状と課題

- 中小企業が多い本県では、労働時間の短縮や育児休業取得の推進などの労働条件の改善や子育て中の労働者が働きやすい職場環境づくりについて、取り組みやすくすることが求められています。
- 仕事と子育てを両立するため、企業の実情に応じた事業所内保育施設の設置の促進が必要です。

#### 施策の方向

- 中小企業の事業主による育児休業や短時間勤務制度などの規定の整備や、子育てを行う労働者が働きやすい職場環境を整えるための取り組みを促進します。
- 企業内保育施設の設置等についての制度の普及や、地域の保育所に預けることが困難な医療従事者のための保育施設の設置を促進します。

#### 具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
中小企業労働施策アドバイザーの設置	企業訪問による巡回労働相談や各種労働施策の普及							労政雇用課
講習会・相談会	育児休業制度等の規定の整備のための講習会・相談会を開催							労政雇用課
企業内保育所設置推進事業	企業内に従業員等のために保育施設を設置することへの支援	○	→					労政雇用課
病院内保育施設の設置促進	勤務時間が特殊であることから、地域の保育所の利用が困難な医療従事者のため、病院内において保育施設を設置・運営する事業に対し助成							医務課

## 第6節 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み

すべての子どもたちが家族の愛情や地域における温かい支援のもと、大切に育成される社会をつくりあげていくため、家庭内において最も深刻な問題である児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまで継続的な対応を進めるとともに、ひとり親家庭の自立と障害をもつ子どもの社会参加を促進するなど、支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組みを推進します。

### (1) 児童虐待の予防と早期発見

現状と課題	施策の方向
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 近年、核家族化の進行などによる育児不安や生活上のストレス等により、児童虐待が急増していることから、発生予防と早期発見のための積極的な取り組みが必要となっています。</li><li>○ 育児不安などの悩みに対応するため、妊娠時からの出産・子育て支援の相談機能を充実するとともに、支援を必要とする家庭を的確に把握し、きめ細かな援助ができる体制の整備が求められています。</li><li>○ 地域の住民や民生・児童委員、保育所や学校等、幅広い関係者（機関）が連携し、虐待から子どもを守る支援体制を確立することが求められています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 児童虐待問題に対する県民の理解を深めるため、県の各種広報活動を通して啓発を図るとともに、虐待を発見した場合における通告義務の周知に努めます。</li><li>○ 母と子を対象とした健康相談などの育児等健康支援活動を促進するとともに、市町村が行う訪問体制の整備など母子保健の充実に向けた取り組みを促進します。</li><li>○ 乳幼児を持つ家庭にとって負担が大きい出産後間もない時期などに、保健師や子育てOBを派遣する訪問型育児支援を促進します。</li><li>○ 子育て中の親の育児負担の軽減や孤立化が解消され、安心して子育てに取り組めるよう、気軽に相談ができる地域子育て支援センター等の整備を促進します。</li><li>○ 乳幼児や児童の身近にいて虐待を早期に発見できる保育所・幼稚園の職員や学校の教職員、民生・児童委員、愛育会会員などが支援のあり方を理解するとともに、適切な対応を行うことができるよう研修会を開催します。</li><li>○ 児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の連携強化や市町村における要保護児童対策地域協議会の充実を図り、児童虐待の予防や早期発見、地域における支援の強化を促進します。</li></ul>

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
児童虐待問題の啓発活動	児童虐待防止のための、新聞・テレビ・ラジオ等による広報啓発							児童家庭課
地域における訪問・相談体制の整備								
妊娠、出産に関する知識の普及(再掲)	母親学級、両親学級を開催する市町村への支援							健康増進課
母子保健情報の提供(再掲)	母子保健ライブラリーの開設による情報の提供							健康増進課
女性健康相談センターの運営(再掲)	女性が健康状態に応じた確に自己管理を行い、女性特有の疾患の予防等のための情報提供等を行い、女性の健康保持増進を図る							健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業の促進	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を対象に保健師等が訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る事業の促進	○						健康増進課
養育支援訪問事業の促進	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業の促進	○						健康増進課
愛育会への事業委託(家庭の養育力強化事業)	虐待を未然に防ぐために家庭の養育力を育成向上するための支援について、一貫して母と子の健康を守り育てることを目的に活動している愛育会に委託し、実施する							健康増進課
子育て相談総合窓口の設置・運営(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の母親等の育児不安や悩みに関する相談</li> <li>・臨床心理士によるカウンセリング</li> <li>・子育て当事者や子育てサークルへの助言</li> <li>・情報提供</li> <li>・市町村窓口の支援</li> <li>・子育て中の母親等の育児不安や悩みに関する相談</li> <li>・臨床心理士によるカウンセリング</li> </ul>							児童家庭課 教・社会教育課
地域子育て支援拠点(児童館型)の設置促進(再掲)	民営の児童館等において親子が相談・交流できる場の設置促進							児童家庭課
地域子育て支援拠点(センター型)の設置促進(再掲)	育児不安解消のため相談指導などを行う場の設置促進							児童家庭課
地域子育て支援拠点(ひろば型)の設置促進(再掲)	子育て中の親子が相談・交流できる場の設置促進							児童家庭課
専門性の強化								
研修会の開催	児童虐待対応の専門性を高めるための市町村担当者研修会及び早期発見、早期通告等のため関係機関(保育所、幼稚園、小中学校、民生委員等)の担当者研修会の開催							児童家庭課
地域支援の促進								
地域連絡会議の運営	児童虐待防止のための管内市町村の指導、研修会の開催							児童家庭課
市町村ネットワークの充実	市町村における要保護児童対策地域協議会の充実を図る							児童家庭課

## (2) 虐待を受けた児童の迅速・適切な保護

### 現状と課題

- 緊急保護児童が増加し、児童相談所の一時保護所をはじめ県内の児童養護施設等は、ほぼ満員の状況にあることから、適切な保護のための体制整備が必要となっています。
- 子どもの心の問題（児童虐待や発達障害など）が複雑・困難化し、児童相談所への相談などの件数が増加していますが、医療・相談体制が整備されていないため、専門医療機関における受診待ちが長期化しています。

### 施策の方向

- 県内の児童養護施設がほぼ満員の状況にあることから、児童養護施設の整備を促進します。
- 虐待を受けた児童への迅速・適切な保護のため、児童を緊急に保護する一時保護所の充実を図ります
- 児童思春期精神科医療の強化拡充を図るとともに、医療・保健・福祉など関係者の資質向上を図り、心に問題を抱えた児童に適切な医療や相談支援を行います。

### 具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
児童養護施設の整備	要保護児童のための児童養護施設の設置促進							児童家庭課
一時保護体制の充実	一時保護所において心理療法士による遊戯療法やカウンセリングを実施							児童家庭課
一時保護所における教職員免許保有指導員の配置	一時保護児童の教育機会の拡大のための学習指導員の配置							児童家庭課
子どもの心の診療支援事業(再掲)	児童思春期精神科医療の強化拡充を図るとともに、心の問題を抱えた児童に適切な医療を提供できる診療・相談支援体制を構築 子どもメンタルクリニックの診療体制の強化	☆	→					障害福祉課 児童家庭課

### (3) 社会的養護体制の充実

#### ア 家庭的養護の推進

##### 現状と課題

- 子どもの個々の状況に応じて、きめ細かなケアを提供するため、里親制度など家庭的な環境の中でケアを行う体制の推進が必要です。
- 里親委託の推進のためには、未委託の登録里親への委託を進めるとともに、新たに登録里親数を増やし、子どもの委託先としての選択肢を増やすことが、重要な課題となっています。
- 委託児童をめぐる困難な問題（被虐待児等の不調、思春期の荒れ等）に関して、里親へのきめ細やかで継続的な支援が必要です。また、支援策の充実と併せ、里親自身の問題解決能力を高めていくことも必要です。
- 社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するため、里親制度に対する県民の理解を深めるとともに、里親支援機関等の地域資源を活用する中で、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要です。

##### 施策の方向

- 里親制度の普及促進や里親への支援策の充実を図るとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及啓発や促進、円滑な運営のための支援を行います。
- 里親経験者による講演会や里親制度の説明会など里親制度の周知を図ります。また、里親委託等推進委員会の開催を通して里親委託を推進するとともに、最適な里親への委託に努めます。
- 里親の負担を軽減するための里親援助者の登録や里親からの求めに応じた里親援助者の派遣、里親への相談援助など里親支援の充実を図ります。また、里親研修の充実により里親の資質向上を図ります。
- 里親委託等推進員等で構成する里親委託等推進委員会を設置し、里親委託の円滑な推進を図ります。また、地域における地区里親会の取り組みを促進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>家庭的養護の推進</b>								
制度の周知及び勧誘活動	小規模住居型児童養育事業の周知や個別説明を実施するなど普及活動の実施							児童家庭課
里親支援策の充実	里親制度の普及促進、里親研修の実施や相談支援等による里親への支援の充実							児童家庭課
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の促進	小規模住宅型児童養育事業の普及啓発や促進、円滑な運営のための支援	☆						児童家庭課
<b>里親委託を推進するための新規里親の開拓</b>								
里親制度の周知、新規里親の開拓	里親経験者による講演会や里親制度の説明会等により新たな里親の開拓を行う							児童家庭課
里親委託の推進	里親委託等推進委員会の設置及び当該委員会の開催等を通じた里親委託等の円滑な推進及び里親会の活用	☆						児童家庭課
<b>里親支援策の充実</b>								
児童養護施設等の活用	児童養護施設等により養育に悩んでいる里親への指導・相談援助を行う							児童家庭課
里親研修の充実	基礎研修や認定前研修の内容を充実させ、里親の資質向上を図る	○						児童家庭課

## イ 施設機能の見直し

### 現状と課題

- 被虐待児童の養育においては、医学的な治療も必要なが多く、(児童)精神医学あるいは発達行動小児科学との連携が重要です。また、「重大な問題を抱えている子どもたちに対する治療的なかわり」、「これらの子どもたちの生活の安定」を同時に保障するためにも、専門施設において、より個別かつ専門的なケアが必要であるとともに、複雑・多様化する子どもや家庭をめぐる問題に対処するため、施設においても、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要です。
- 児童養護施設は、施設形態としてはいわゆる大舎制をとる施設が多く、自我が芽生えてくる中・高校生については、生活の質の向上やプライバシーの確保が喫緊の課題となっています。また、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備が必要です。

### 施策の方向

- 「子どもメンタルケアセンター」を整備し、子どもの心の診療、発達障害に関する先進的な医療の実施や子どもの心、発達障害に関する相談支援、通所リハビリ機能等をもつ施設を設置するとともに、情緒障害児短期治療施設の設置促進や児童養護施設における被虐待児のケアの充実を目的とした施設の小規模化、心理療法室・親子生活訓練室等の整備による多機能化を促進します。
- 老朽化した施設の整備にあわせ、特に中・高校生のプライバシーの確保や小規模なグループでのケアなど入所している子どもたちの成長への配慮等を促進します。

### 具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
専門的なケアが実施できる体制整備								
子どもメンタルケアセンターの設置・運営(再掲)	子どもの心の診療や発達障害に関する最も先進的な医療の実施や充実した相談支援等を行う機関の設置・運営			☆				児童家庭課
入所施設における児童のケアへの取り組み	児童養護施設における施設の小規模化、心理療法室・親子生活訓練室等の整備促進							児童家庭課
子どものプライバシー等に配慮した環境の整備								
施設等のケアの小規模化の促進	地域小規模児童養護施設や児童養護施設への小規模グループケア機能の設置促進等							児童家庭課

## ウ 家庭支援機能の強化

### 現状と課題

- 児童虐待事例をはじめとする複雑な問題を抱える事例に適切に対応していくためには、関係機関・専門職種との連携強化が不可欠です。児童相談所や児童家庭支援センターなどの機能を活かした総合的な連携をいかに形成していくかが課題となっています。
- 虐待防止などの問題において、より地域に近い存在としての児童家庭支援センターの役割が期待されています。児童家庭支援センターの総合相談窓口としての機能整備や関係機関との連携による支援体制づくりが必要です。
- 母子生活支援施設においては、DV被害を受けた母子の入所や精神疾患または心身に障害をもつ母親と子どもなど、困難な生活問題に直面している母子の利用が増加しています。入所者の保護から自立支援に向けた関係機関の総合的な取り組みが必要とされています。

### 施策の方向

- 児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の総合的な連携体制の拡充を図ります。
- 児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等相談機関の役割を整理し、機能的に連携して支援にあたる体制づくりを推進するとともに、研修などを通じた児童家庭支援センター職員の資質の向上、児童家庭支援センターを設置している施設と児童家庭支援センターとの連携強化を促進します。
- 母子生活支援施設と児童相談所、市町村、女性相談所等関係機関との連携体制の構築を図ります。

### 具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>児童虐待事例等に対する適切な対応</b>								
関係機関の連携体制の構築	児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の連携体制の構築		☆					児童家庭課
<b>児童家庭支援センターの活用</b>								
支援のための体制づくり	相談機関を三層に位置付け、役割を整理し機能的に連携して支援にあたる体制づくりを推進							児童家庭課
既存施設の機能強化	研修などを通じた児童家庭支援センター職員の資質の向上、本体施設との連携強化の取り組みの促進							児童家庭課
<b>DV被害を受けた母子等への適切な対応</b>								
利用実態の把握	母子生活支援施設の利用実態を把握し、問題点の洗い出し							児童家庭課
母子生活支援施設と関係機関との連携体制の構築	児童相談所、市町村、女性相談所等関係機関の会議を設置するなど、母子生活支援施設と関係機関の連携体制の構築							児童家庭課

## エ 子どもの権利擁護の強化

### 現状と課題

- 被措置児童虐待に適切に対応するためには、関係機関の職員が児童虐待への認識を共有し、各機関が組織的に対応することが重要です。
- 現状では、施設や里親の入所児童へのサービス内容について、定期的に評価を行う体制が整備されていないことなどから、第三者評価の受審を促進する必要があります。

### 施策の方向

- 被措置児童が自らの権利や施設等での必要なルールについて理解できるようにするとともに、入所施設を地域や外部に開き、閉鎖性をなくすことにより、被措置児童に対し、より質の高い支援ができる体制づくりを促進します。
- 被措置児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、組織運営体制に関して必要な検証を行うなど、児童に係わる福祉・保健・医療・教育・警察・司法などの関係機関（者）が、それぞれに被措置児童虐待に適切に対応できる体制づくりを促進します。
- 第三者評価による福祉サービスの向上を目指すため、評価基準、評価項目の策定や受審の促進を図るとともに、検証・指導を進めます。

### 具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
被措置児童虐待対策業務の実施	被措置児童への質の高い支援、虐待対応ガイドラインに基づく事業の検証、関係機関の連携強化等	→	○					児童家庭課
施設等における第三者評価の受審促進	第三者評価の評価基準、評価項目の策定及び評価結果に基づく改善の検証・指導等							児童家庭課

#### (4) 児童の自立支援

##### 現状と課題

- 社会的養護を必要とする子どもの中には、虐待を受けるなど、よりきめ細かな支援を必要とする子どもが増加しており、こうした子どもたちが直ちに社会的に自立することは困難となっています。
- 里親委託を終了した子どもや児童福祉施設を退所した子どもの自立を促していくためには、生活拠点の確保と就労支援が重要であり、施設退所後の当分の間や求職期間中の生活を支えることが可能な実効のある施設の設置が求められています。
- 虐待を受け、心的外傷を抱える児童が増える中で、自らが親となった時に自分の子どもに虐待を繰り返す世代間連鎖の問題が指摘されていることから、心のケアを充実していくことが必要です。
- 専門家による指導や援助などを通じて、心身の健全な発達を促し、将来、自分が親になったときに良好な家族関係を築けるよう、支援する取り組みが求められています。
- 施設退所後の児童の自立など、子どもはもとより親も含めた家族への支援が必要です。
- 退所児童には頼れる大人がおらず、問題に直面したとき、行き詰まってしまい、社会から孤立するケースが多く見受けられます。

##### 施策の方向

- 児童養護施設を退所した後の受け皿として重要な児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の制度の内容などの情報提供や事業の周知を図り、自立援助ホームの整備を促進します。
- 子どもの健全な発達を支援していくため、児童相談所の児童精神科医による診察や心のケア、心理療法などを充実します。
- 虐待が発生した家庭において、親子が健全な家庭生活を築いていけるよう、親子養育訓練事業等を推進します。
- 虐待を行った親が自らの行為を振り返り再発を防止できるよう、個別の支援計画を策定しカウンセリングを行うなど、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の確立を図ります。
- 入所中における学習指導などの充実、退所後の家庭や職場への訪問指導などにより、家庭の養育力の向上及び児童の自立を図ります。
- 施設を退所した者が、就労や生活に関して気軽に相談できる体制を整備するなど、地域生活を支援します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
専門的なケアが実施できる体制の整備								
制度の周知及び勧誘活動	児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について、積極的に普及啓発を図る							児童家庭課
事業者の選定等	現地訪問や相談指導を行う中で事業者の選定等を行う							児童家庭課
自立援助ホームの設置促進	自立援助ホームの設置促進							児童家庭課
児童の心のケアの強化								
児童の心のケア	児童相談所に児童精神科医を配置し、児童の心のケアを進める							児童家庭課
親子養育訓練事業の実施	虐待等を行った親子を対象に通所での養育訓練事業を実施することにより、家庭における養育機能の再生・強化や親子関係の改善を図る							児童家庭課
親への指導・支援	児童相談所に親のカウンセリングのための児童精神科医の配置							児童家庭課
ペアレントトレーニングの実施	子どもとのかかわり方やほめ方等を学び、子育てに役立てる							健康増進課
児童や家庭への支援								
退所後の自立指導	退所後の自立指導のため施設職員による家庭や職場への訪問指導							児童家庭課
精神的不安を抱える子どもへの支援	・メンタルフレンドの派遣 ・マザーズホームの開催 ・ひきこもり児童への通所指導							児童家庭課
施設退所者等が集える環境の整備の検討	施設退所者が気軽に集うことができる場などの検討							児童家庭課

## (5) ひとり親家庭への支援

### 現状と課題

- 離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）が増加しています。特に母子家庭の母は、就業情報や経験の不足などから十分な準備がないまま就業することにより、生計を支えるための十分な収入を得ることができないことが多い状況にあります。
- ひとり親家庭における親の自立促進のため、就業支援や託児サービスの提供等、生活全般にわたる支援を行う必要があります。

### 施策の方向

- 子育てや生活に関する支援、就労や経済的自立に関する支援など、ひとり親家庭等に対する様々な施策を総合的・計画的に展開するひとり親家庭等自立促進計画を推進します。
- ひとり親家庭における親の経済的な自立を促進するため、母子自立支援員を配置したり、就業・自立支援センターにおける生活実態や職業適性、就業経験などに応じた職業相談や就業情報の収集・提供に努めます。
- 疾病などにより一時的な保育・介護のサービスが必要な場合や日常生活に支障が生じた場合などに、家事援助や保育支援を行う家庭生活支援員を派遣します。
- 就業経験に乏しい母子家庭の母の就業的自立を促すため、職業訓練の場を提供したり、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスを実施します。
- ひとり親家庭の親子等の健康を保持・増進するため、入院・通院に必要な医療費などに対して助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を促進するため、児童扶養手当を支給します。
- 母子家庭等の生活の安定と経済的自立を支援するため、手当・給付金の支給や必要な資金の貸付を行います。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
ひとり親家庭等自立促進計画の推進	自立促進のための施策・事業をまとめた計画の見直し・推進	→	○					児童家庭課
母子自立支援員の配置	各保健福祉事務所に母子自立支援員を配置							児童家庭課
就業・自立支援センターによる支援	ひとり親家庭の親を対象とした就業相談や就業に必要な情報の収集、提供							児童家庭課
日常生活支援事業	ひとり親家庭に対し一時的な家事援助や保育支援のための家庭生活支援員の派遣							児童家庭課
母子家庭の母に対する職業訓練	就労経験に乏しい母子家庭の母の職業的自立を促すための職業訓練							産業人材課
ひとり親家庭職業訓練時託児サービス	ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの実施		☆					児童家庭課
ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の医療費への支援を行う市町村への助成							児童家庭課
児童扶養手当	ひとり親家庭において児童育成のための経済的支援が必要な者に支給(平成22年8月から父子家庭も支給対象)	→	○					児童家庭課
自立支援給付金	母子家庭の生活の安定と経済的自立を支援するため支給							児童家庭課
福祉資金の貸付	母子家庭・寡婦に対する必要な資金の貸付	○						児童家庭課
職業訓練手当	就職に必要な職業能力開発に取り組む母子家庭の母のうち経済的支援が必要な者に支給							産業人材課
ひとり親家庭小中学校入学支度金	小・中学校に入進学する児童を育てているひとり親家庭に支度金を給付							児童家庭課

## (6) 障害児等への支援・特別支援教育の充実

### 現状と課題

- 障害をもつ子どもに対する保育ニーズは高まっており、これに対応した施設整備や保育サービスの提供が求められています。
- 障害をもつ子どもが、地域でいきいきと暮らしていけるよう、地域生活への意識の高まりなどに対応するサービス供給体制の充実が求められます。
- 子どもの心の問題（児童虐待や発達障害など）が複雑・困難化し、児童相談所への相談などの件数が増加していますが、医療相談体制が整備されていないため、専門医療機関における受診待ちが長期化しています。
- 近年、増加傾向にある発達障害に対して、相談・助言をはじめ、早期発見と診断、治療・教育支援、地域生活支援、就労支援等、幼児期から成年に至るまでの支援体制を整備することが求められています。
- ノーマライゼーションの理念が社会に広がる中、障害をもつ子ども一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を行い、自立と社会参加に向けた教育の更なる充実を図ることが必要です。

### 施策の方向

- 障害をもつ子どもを地域の保育所や幼稚園において受け入れるための体制の整備充実を支援します。
- 放課後児童クラブへの障害をもつ子どもの受け入れを促進することで、放課後の生活の充実を図ります。
- 障害をもつ子どもに対し、集団生活への適応訓練などを行う目的で設置される児童デイサービス事業について、設置の促進を図ります。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）の短期入所サービスの確保に努めます。
- 児童思春期精神科医療の強化拡充を行うとともに、医療・保健・福祉など関係者の資質向上を図り、連携して心に問題を抱えた児童に適切な医療や相談支援を行います。
- 発達障害児のための支援方法等を開発し、より身近な市町村においてライフステージに応じた支援体制を構築します。
- 特別支援教育の今後の方向性を示した「やまなし特別支援教育プラン（仮称）」を策定し、障害に対応した豊かな学びの場を提供するとともに、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援します。
- 障害をもつすべての子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な教育を実施するため、教職員の専門性の向上を図り、保健・福祉・労働等の関係機関との連携の強化を図るとともに、障害をもつ人と障害をもたない人との相互理解を促進するため、特別支援学校と小・中・高等学校及び地域の方々との交流活動を充実します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>障害児の受け入れ促進</b>								
幼稚園における心身障害児の就園の促進	障害児を受け入れている私立幼稚園への助成							私学文書課
保育所等の障害児受け入れに係る施設整備への支援	障害児の受け入れに係る設備整備への助成							児童家庭課
障害児への放課後支援	障害児を放課後児童クラブに受け入れる市町村への助成							児童家庭課
<b>障害児の発達支援</b>								
障害児への居宅介護支援(ホームヘルプサービス)	障害児介護の軽減のため、居宅の障害児の入浴や移動等の介護							障害福祉課
障害児の発達を支援(デイサービス)	障害児の発達を促すため、障害児に基本的な生活動作の習得や集団生活への適応訓練							障害福祉課
重症心身障害児を抱える家庭への支援	在宅の重症心身障害児(者)が通園によって日常生活動作等の必要な療育を受けるとともに、家庭における療育技術の習得							障害福祉課
障害児を抱える家庭への支援(ショートステイ)	障害児介護の軽減のため、保護者が疾病や介護疲れ等により、一時的に障害児が施設等を短期間利用							障害福祉課
<b>発達障害児等への支援</b>								
発達障害者コンサルタント養成・派遣事業	発達障害に関する相談や助言を行うため、保育所や幼稚園へ地域療育支援コーディネーターを含むチームを派遣等							障害福祉課
発達障害者支援体制整備事業	発達障害児のための支援方法等を開発し、市町村における支援体制を構築	○						障害福祉課
<b>特別支援教育の充実</b>								
特別支援教育体制の整備	・山梨県特別支援教育振興審議会の開催 ・やまなし特別支援教育プラン(仮称)の策定		☆	→				教・新しい学校づくり推進室
特別支援教育の推進	・特別支援教育担当職員研修の実施 ・山梨県特別支援教育総合推進事業の実施 ・交流及び共同学習推進事業の実施							教・新しい学校づくり推進室

## 第7節 子育てを安全・安心にできる環境づくり

妊婦や乳幼児を連れた人の安全を確保し安心して生活できるように、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、歩道のフラット化や公共施設や公共交通機関などのバリアフリー化を図り、子育てにやさしい環境づくりを推進します。

また、地域や学校における安全活動など地域ぐるみの防犯活動を支援し、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、子どもの交通安全のための普及啓発及び交通安全教育を推進します。

### (1) 子育てにやさしい環境づくり

現状と課題	施策の方向
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 子育てにやさしい環境づくりは、施設の整備だけでなく、周囲の人たちが温かい目で見守る取り組みが必要です。</li><li>○ 妊婦や乳幼児を連れた人が、外出しやすい環境づくりが必要であり、公共施設や公共交通機関などを快適に利用できる環境の整備が求められています。</li><li>○ 子育て家庭から、子育てに配慮し、ゆったりとした居住環境を持つ公営住宅等の整備が求められています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 子育てにやさしい環境づくりに対する県民の認識や理解を深めていくための啓発活動に取り組みます。</li><li>○ 妊婦や乳幼児を連れた人が、公共施設や公共交通機関などを快適に利用できるバリアフリー化を推進するため、事業者や管理者と連携した取り組みを推進します。</li><li>○ 公営住宅の整備については、多子世帯など世帯人数の多い家族に配慮した居住環境の確保や優先入居を推進します。</li></ul>

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
子育てにやさしい環境づくりに理解を深めるための広報活動	子育ては、子育て家庭だけでなく社会全体で取り組むことの重要性を啓発							児童家庭課
公共施設・公共交通機関のバリアフリー化								
歩道のフラット化を進める事業	子ども等交通弱者が安心して通行できるように歩道のフラット化などの整備							道路管理課
鉄道駅のバリアフリー化	妊婦や乳幼児を連れた人をはじめ、誰もが安全で快適に鉄道駅を利用できるようにするための駅の設備整備への助成							リニア交通課
乗合バスのバリアフリー化	妊婦や乳幼児を連れた人をはじめ、誰もが安全で快適に乗合バスを利用できるようにするためのノンステップバス等導入への助成							リニア交通課
快適でうるおいのある公共施設等の整備								
市町村振興資金の貸付	市町村が行う少子化対策に関する施設整備等のための経費に対する融資							市町村課
河川空間の整備	子どもたちが自然とのふれあう機会を増進するための河川空間整備							治水課
質の高い住宅の提供								
公営住宅の整備	個人のプライバシー、家族の団らん等に配慮した適正な広さをもつ住宅の整備							建築住宅課
多子世帯の優先入居の推進	公営住宅における多子世帯等の優先入居の推進							建築住宅課

## (2) 安全・安心なまちづくり推進体制の整備

### 現状と課題

- 本県の刑法犯認知件数は、平成14年以降減少してきましたが、近年の社会経済情勢の変化により窃盗犯等が増え、再び増加の傾向が見られます。これらの犯罪の未然防止のため、地域ぐるみで防犯活動を推進し、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。
- 地域における連帯感の希薄化が進むとともに、コミュニティ活動も次第に活力を失いつつあり、地域社会がかつて持っていた「人の目」による犯罪抑止機能も低下してきていることから、地域における関係団体等の連携した取り組みが必要です。
- 通学路における児童生徒を狙った犯罪が後を断たないことなどから、学校内での凶悪犯罪を想定し、学校が家庭や地域の関係団体と連携した安全管理に対する取り組みを継続的に行う必要があります。

### 施策の方向

- 安全が確保され、安心して暮らすことができるまちづくりを総合的に推進するため安全・安心なまちづくり推進会議等の開催や安全・安心なまちづくりのための普及啓発を図ります。
- 子どもが危険な目に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の設置の促進や、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るため、犯罪に関する情報提供や自治会・PTA・防犯ボランティアなどが連携した取り組みを推進します。
- 学校、家庭、地域が連携し、子どもの犯罪被害を防止するために、子どもの地域安全マップの作成支援、スクールガードの養成、学校独自の安全管理に関するマニュアルの作成とそれを活用した定期的な訓練の実施など、学校における安全対策を推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>安全・安心なまちづくり推進体制の整備</b>								
安全・安心なまちづくり推進会議の開催	山梨県安全・安心なまちづくり基本方針に基づき、推進会議を設置し、安全・安心なまちづくりの普及啓発を進める							県民生活・男女 参画課
安全・安心なまちづくり推進大会の開催	県民一人ひとりの防犯意識の高揚と、地域の自主的な防犯活動の推進を図るために県民大会を開催							県民生活・男女 参画課
<b>安全・安心なまちづくりの普及</b>								
広報・啓発	リーフレットの配布やホームページの活用、キャンペーン等による安全・安心なまちづくりの普及							県民生活・男女 参画課
<b>地域安全活動の強化</b>								
「声かけ、あいさつ運動」の推進	地域社会の連携感を強め、思いやりの心を醸成することを期するとともに、豊かな人間関係を育む明るく住みよい社会づくりを進めるため「声かけ、あいさつ運動」を推進							県民生活・男女 参画課
地域住民・ボランティアとの協働	子どもの通学路等における安全を確保するための地域住民・防犯ボランティアとの協働による防犯パトロール、広報及び青色防犯パトロールを実施							県民生活・男女 参画課 警・生活安全企 画課
防犯講習の開催	不審者侵入事案、声かけ事案等に対する対応要領、知識を習得し、子どもが犯罪被害に遭わないための防犯講習							県民生活・男女 参画課
「子ども110番の家」	「子ども110番の家」と学校、地域の連携の推進							警・生活安全企 画課
青色防犯パトロール	一定の要件のもと、自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装着することを認め、自動車による自主防犯パトロールを行う							警・生活安全企 画課
犯罪等に対する情報提供	子どもが被害者となる犯罪防止のため、犯罪手口等の情報を提供							警・生活安全企 画課
<b>学校における安全活動の強化</b>								
公立学校危機管理マニュアルの作成促進	児童生徒の安全を確保するための公立学校における危機管理マニュアル作成の促進							教・スポーツ健 康課
地域ぐるみの学校安全体制の整備推進	地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備 ・スクールガードリーダーの委嘱 ・スクールガードの養成							教・スポーツ健 康課
私立学校の安全対策	園児、生徒の安全を確保するための私立学校における設備等の安全対策への支援							私学文書課
スクールサポーターの配置	学校等で実施する非行防止・犯罪防止教育等を支援する「スクールサポーター」を警察署に配置							警・少年課
地域安全マップの作成	各警察署管内ごとに、事件や事故が起こるかもしれないと不安に感じる場所や危険な場所などの情報を地図に表す							警・生活安全企 画課

### (3) 交通安全の推進

#### 現状と課題

- 交通安全思想の普及・啓発や体系的な交通安全教育の実施、道路交通環境の整備などにより、交通安全をなお一層推進する必要があります。

#### 施策の方向

- 交通安全思想の普及啓発を図るため、関係機関や団体で構成する推進協議会により、各種交通安全運動などの実施や子どもへの交通安全教育などを総合的に推進します。
- 安全意識の普及啓発を図るため、子どもの年齢や発達段階に応じた印象に残る交通安全教育を推進します。
- 交通事故を防止するため、道路標識、信号機などの各種交通安全施設の整備を図ります。

#### 具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
<b>交通安全思想の普及啓発</b>								
交通安全運動等の実施	春・秋の全国交通安全運動をはじめとする各種交通安全運動や交通安全啓発教材等の作成、配付などの実施							県民生活・男女参画課
交通安全教室	さちかぜ号による啓発							警・交通企画課
<b>交通安全施設等の整備</b>								
道路標識・信号機などの整備	道路標識、信号機などの各種交通安全施設の整備							警・交通規制課
「あんしん歩行エリア」の整備	エリアの指定や交通安全施設等の整備							警・交通規制課

## 第8節 数値目標等

### 1 数値目標

	目標	具体的目標	数値目標			担当課
			単位	H21 実績見込	H26 目標	
<b>第1節 地域における子育ての支援</b>						
1	保護者の緊急的な保育ニーズに対応するため、一時的に児童を預かる保育所等を増やします。	一時預かりを実施する事業所等の数	か所数	110	117	児童家庭課
2	病氣中又は病氣の回復期にある児童を一時的に預かる保育所等を増やします。	病児・病後児保育(病児対応型・病後児対応型)を実施する保育所等の数	か所数	6	13	児童家庭課
3	保育中に体調不良となった児童に対して緊急的な対応ができる保育所を増やします。	病児・病後児保育(体調不良児対応型)を実施する保育所等の数	か所数	12	20	児童家庭課
4	一時的に家庭での養育が困難になった児童を養育する児童養護施設等を増やします。	短期養育(ショートステイ)を実施する児童養護施設等の数	か所数	1	2	児童家庭課
5	小学校児童を対象に放課後の適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを増やします。	放課後児童クラブの実施クラブ数・利用人数	か所数	189	224	児童家庭課
			人数	8,190	8,231	
6	学校の余裕教室などを活用し、放課後に勉強や地域住民との交流などを行う放課後子ども教室を増やします。	放課後子どもプラン推進事業の実施か所数	か所数	42	47	教・社会教育課
7	地域で会員同士が育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターを増やします。	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	か所数	14	19	児童家庭課
8	子育て中の親子の交流の場、子育て関連情報の提供などを行う地域子育て支援拠点を増やします。	地域子育て支援拠点(児童館型)の設置か所数	か所数	0	13	児童家庭課
9		地域子育て支援拠点(センター型)の設置か所数	か所数	39	43	児童家庭課
10		地域子育て支援拠点(ひろば型)の設置か所数	か所数	19	33	児童家庭課
11	地域の家庭支援・子育て支援のリーダーとして活用できる人材を増やします。(H22~H24)	子育て支援リーダー養成事業による養成人数	人数	—	120	教・社会教育課
12	やまなし子育てネット(山梨県子育て支援ホームページ)へのアクセス件数の増加を図ります。	やまなし子育てネットへのアクセス件数	アクセス件数	175,548	230,000	児童家庭課
13	地域の遊び場であり、活動拠点である児童館等を増やします。	児童館の設置か所数	か所数	64	66	児童家庭課
<b>第2節 保育サービスの充実</b>						
14	今後増加が予想される3歳未満児の通常保育への受入を増やします。	3歳未満児の通常保育在籍児童数	人数	6,074	6,699	児童家庭課
15	1日11時間を超えて保育を行う保育所を増やします。	延長保育を実施する保育所等の数	か所数	136	172	児童家庭課
16	2時間以上預かり保育を行う幼稚園を増やします。	預かり保育を実施する幼稚園の数	か所数	59	61	私学文書課

	目標	具体的目標	数値目標			担当課
			単位	H21 実績見込	H26 目標	
17	概ね夜10時まで保育を行う保育所を増やします。	夜間保育を実施する保育所の数	か所数	1	2	児童家庭課
18	休日に保育を行う保育所を増やします。	休日保育を実施する保育所の数	か所数	5	14	児童家庭課
19	一週間のうち特定の日時だけ保育を行う保育所を増やします。	特定保育を実施する保育所の数	か所数	2	8	児童家庭課
20	子どもの教育・保育・子育て支援を総合的に提供する認定こども園を増やします。	認定こども園を実施する施設の数	か所数	1	5	児童家庭課
21	幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会への参加者数を増やします。	幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修会への参加人数	人数	3,500	3,700	児童家庭課
<b>第3節 親と子の健康の確保及び増進</b>						
22	妊娠満22週以降、生後1週未満の胎児・新生児の死亡割合(周産期死亡率)の低下を図ります。	周産期死亡率	率(%)	3.2	3.0	医務課
<b>第4節 子どもたちを取り巻く教育環境の充実</b>						
23	高校生を対象とした勤労観や職業観を育成するためのインターンシップへの参加者数を増やします。	高校生インターンシップ推進事業への参加人数	人数	1,856	2,100	教・高校教育課
24	各分野に優れた知識や技能を持つ社会人を活用した取り組みを行う小中学校を増やします。	いきいき教育地域人材活用推進事業の県内全小中学校に対する活用校の割合	率(%)	65	75	教・義務教育課
25	道徳教育を推進するための実践研究を行う学校数を増やします。	豊かな心をはぐくむ「やまなし」心づくり推進事業における研究指定校の数	校数	—	10	教・義務教育課
26	父親の家庭教育参加の促進を図るため開催されるフォーラムへの参加人数を増やします。	フォーラム参加人数	参加者数	1,500	1,750	教・社会教育課
<b>第5節 仕事と子育てを両立するための支援</b>						
27	県のホームページで紹介する子育て支援をする企業を増やします。	子育てを支援する企業の募集・応援(子育て応援企業数)	企業数	90	115	児童家庭課
<b>第6節 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み</b>						
28	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村を増やします。	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	か所数	16	27	健康増進課
29	養育支援訪問事業の実施市町村を増やします。	養育支援訪問事業実施市町村数	か所数	15	27	健康増進課
30	6人定員の小規模型養護施設を増やします。	地域小規模児童養護施設の設置数	か所数	2	7	児童家庭課
31	里親登録世帯数を増やします。	里親の認定登録世帯数・里親に委託されている割合	世帯	115	145	児童家庭課
			里親委託率(%)	24	26	
<b>第7節 子育てを安全・安心にできる環境づくり</b>						
32	ノンステップバス等の導入率を上げます。	ノンステップバス等の導入率	率(%)	27	38	リニア交通課

「子ども・子育てビジョン」の数値目標と本県の状況 《参考》

① 平日昼間の保育サービス(認可保育所)

	H21年10月現在	H26年度 目標
3歳未満児 (山梨県)	29%	36%
3歳未満児 (全国※)	24%	35%

② 放課後児童クラブ

	H21年10月現在	H26年度 目標
利用児童 (山梨県)	34%	38%
利用児童 (全国※)	21%	32%

③ 里親に委託されている割合

	H22年2月現在	H26年度 目標
里親委託率 (山梨県)	24%	26%
里親委託率 (全国※)	10%	16%

※全国の数値は、子ども・子育てビジョンの目標数値

## 2 利用者の視点に立った指標

	評価指標
支援サービスの認知度	子育て支援サービスの周知状況の把握(アンケート調査) ・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度
支援サービスの利用度	子育て支援サービスの利用状況の把握(アンケート調査) ・支援の利用度
支援サービスの達成度	子育て支援サービス利用者の満足度等の把握(アンケート調査) ・地域のサービス・施設が利用しやすいと感じる割合 ・地域の中での子育てに満足している割合 ・地域の子育て支援サービスなどの情報が得やすいと感じる割合 ・母子保健施策と地域の子育て支援サービスの連携が行われているか ・保育サービスが利用しやすいと感じる割合 ・子育てについて気軽に相談できる人がいる割合 ・地域における子育て支援活動に参画する割合 ・地域の活動拠点(児童館等)が利用しやすいと感じる割合 ・就学前保育から放課後児童クラブへの移行に支障が無いと感じる割合

※ アンケート調査は、毎年、やまなし子育てネット(リニューアル後)において実施し、成果の達成段階を把握し、改善方策の検討に活かしていく。

詳細な調査については、計画期間の中間年次(平成24年度)において、市町村調査も実施する中で、認知度、利用度、達成度、それぞれの実績を基に、成果の達成段階を把握し、改善方策を検討する。